

度会町地域防災計画

風水害対策編

度会町防災会議

目 次

第1部	総則	1-1
第1章	計画の目的・方針	1-1
第1節	計画の目的.....	1-1
第2節	計画の方針.....	1-1
第2章	計画関係者の責務等.....	1-3
第1節	町・県・防災関係機関・町民等の実施責任及び役割.....	1-3
第2節	町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-4
第3章	度会町の特質及び過去の災害履歴.....	1-10
第1節	度会町の特質	1-10
第2節	過去の災害履歴	1-11
第4章	被害想定.....	1-13
第2部	災害予防・減災対策.....	2-1
第1章	自助・共助を育む対策の推進	2-1
第1節	防災思想・防災知識の普及	2-1
第2節	防災訓練の実施	2-2
第3節	自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化.....	2-4
第4節	ボランティア活動の促進.....	2-5
第5節	企業・事業所の防災対策の促進.....	2-6
第6節	備蓄資機材等の点検整備.....	2-7
第2章	災害応急対策への備え.....	2-8
第1節	災害対策本部機能等の整備・充実.....	2-8
第2節	応援・受援体制の整備.....	2-8
第3節	情報収集・情報伝達機能の整備及び確保	2-9
第4節	気象情報の収集	2-10
第5節	通信施設の災害予防.....	2-10
第6節	避難対策等の推進	2-11
第7節	医療・救護体制及び機能の確保.....	2-13
第8節	輸送体制の整備	2-13
第9節	公共施設・ライフラインの防災対策の推進	2-14
第10節	宅地等災害予防対策	2-16
第11節	防災営農対策.....	2-16
第12節	地盤災害防止対策の推進.....	2-17
第13節	森林の防災対策.....	2-18
第14節	水害予防対策の推進	2-19
第15節	児童生徒・園児にかかる防災教育・防災対策の推進.....	2-20
第16節	文化財の災害予防	2-20
第17節	火災の予防	2-21
第18節	林野火災の予防.....	2-22

第 19 節	危険物施設等災害の予防	2 -23
第 20 節	公害対策	2 -25
第 21 節	老朽ため池等の対策	2 -25
第 22 節	避難行動要支援者対策	2 -26
第 3 章	災害に強いまちづくり	2 -28
第 1 節	まちの防災対策	2 -28
第 4 章	特定自然災害への備え	2 -29
第 1 節	局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策	2 -29
第 3 部	発災後対策	3 -1
第 1 章	災害警戒期からの対策	3 -1
第 1 節	台風接近時等の減災対策	3 -1
第 2 節	活動態勢の整備	3 -1
第 3 節	災害対策要員の確保	3 -8
第 4 節	予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保	3 -9
第 5 節	避難対策活動	3 -11
第 6 節	消防活動	3 -15
第 7 節	水防活動	3 -17
第 8 節	流木の防止	3 -20
第 2 章	応援要請等に関する計画	3 -21
第 1 節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等	3 -21
第 2 節	ヘリコプターの活用	3 -24
第 3 節	応援・受援体制の整備	3 -25
第 3 章	災害発生後の対策	3 -27
第 1 節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	3 -27
第 2 節	通信機能の確保	3 -28
第 3 節	ボランティア活動の支援	3 -29
第 4 節	救助・救急活動	3 -30
第 5 節	医療・救護活動	3 -31
第 6 節	災害警備活動	3 -32
第 7 節	緊急の交通・輸送機能の確保	3 -33
第 8 節	危険物施設等の保全	3 -35
第 9 節	公共施設・ライフライン施設応急対策	3 -36
第 10 節	障害物の除去	3 -38
第 11 節	緊急の輸送手段の確保	3 -39
第 12 節	農作物等の被害軽減対策	3 -41
第 13 節	給水活動	3 -42
第 14 節	救援物資等の供給	3 -44
第 15 節	防疫・保健衛生活動	3 -47
第 16 節	廃棄物対策活動	3 -47
第 17 節	遺体の取り扱い	3 -49

第 18 節	文教等対策	3 -51
第 19 節	住宅の保全・確保	3 -53
第 20 節	災害救助法の適用	3 -55
第 21 節	災害義援金等の受入・配分	3 -55
第 22 節	航空機等突発的災害への対策	3 -56
第 23 節	局地的大雨・竜巻・雪害の対策	3 -57
第 4 部	災害復旧計画	4 -1
第 1 章	復旧にかかる支援措置	4 -1
第 1 節	災害復旧事業にかかる財政支援	4 -1
第 2 節	中小企業振興対策	4 -3
第 3 節	農林業経営安定対策	4 -4
第 4 節	被災者の生活確保	4 -4
第 5 節	被災者の生活再建に向けた支援	4 -9

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の第 42 条の規定に基づき、度会町防災会議が作成する「度会町地域防災計画」の「風水害対策編」であり、町の地域に係る災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とする。

第2節 計画の方針

第1項 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期するものとする。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図るものとする。

第2項 計画の構成

第1部 総 則	○ 計画の目的や方針、県、町、防災関係機関、町民等の防災上の責務や役割、町の特質や既往の風水害の状況等について書かれている。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において風水害等に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれている。
第3部 発災後対策	○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策や活動体制について、発災後は町災害対策本部の部隊活動を中心に、防災関係機関、町民等が災害発生後に取り組むべき対策について書かれている。
第4部 災害復旧計画	○ 町災害対策本部の部隊活動を中心に、気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について書かれている。

第3項 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。従って、各防災関係機関は、毎年町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、関係事項についての計画修正案を度会町防災会議に提出するものとする。

第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 基 本 法……災害対策基本法をいう。
- 2 救 助 法……災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
- 3 町 防 災 計 画……度会町地域防災計画をいう。
- 4 町災害対策本部……度会町災害対策本部をいう。

- 5 県災害対策本部……三重県災害対策本部をいう。
- 6 地 方 部……三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 7 県 水 防 本 部……三重県県土整備部河川室に設置
- 8 県 水 防 支 部……三重県水防本部の支部（伊勢建設事務所）をいう。
- 9 防災関係機関……町、消防機関、県、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 10 要 配 慮 者……高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人その他の特に配慮を要する者をいう。
- 11 避難行動要支援者……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 12 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 町・県・防災関係機関・町民等の実施責任及び役割

第1項 町・県・防災関係機関の実施責任及び役割

1 町

- (1) 町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- (2) 町は、町民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 消防機関

消防機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

3 県

- (1) 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。
- (2) 県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- (3) 県は、町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関にかかる防災対策の総合調整を行う。

4 警察

警察は、個人の生命、身体及び財産を災害から保護するため、犯罪の予防、鎮圧、被害者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。

5 指定地方行政機関

- (1) 指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- (2) 指定地方行政機関は、県及び町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

7 自衛隊

自衛隊は、要請に基づく災害派遣に応じ、防災活動を実施する。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。

- (2) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 町民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 町民

- (1) 町民は、常に災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取り組みを実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。
- (2) 町民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取り組みに努める。

2 自主防災組織

- (1) 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- (2) 自主防災組織は、地域において県、町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- (1) 事業者は、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- (2) 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の町民に対する広報
- (10) 地域住民に対する高齢者等避難又は避難指示
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受け入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時における交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 町内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害の発生への防御及び拡大防止のための措置

2 消防機関(伊勢市消防本部・伊勢市消防署度会出張所、度会町消防団)

- (1) 火災の予防・警戒・鎮圧
- (2) 災害の防除及び被害の軽減
- (3) 救助・救急活動
- (4) 災害情報の収集・連絡等

3 県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受け入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害発生の防御と被害拡大の防止のための措置

4 警察(伊勢警察署、棚橋警察官駐在所、麻加江警察官駐在所、脇出警察官駐在所)

- (1) 警備体制の確立
- (2) 住民等への情報伝達と事前避難の呼び掛け
- (3) 情報の収集
- (4) 避難誘導
- (5) 救出救助
- (6) 身元確認等
- (7) 二次災害の防止
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 交通対策
- (10) 被災者等への情報伝達活動
- (11) 報道対策
- (12) 関係機関との相互連携
- (13) 自発的支援との連携

5 指定地方行政機関

- (1) 東海財務局
 - ア 災害復旧事業における職員の査定立会
 - イ 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置

- ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
- エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整
- オ 金融上の措置
- (2) 東海農政局津地域センター
 - ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業(農林水産省、農村振興局所管に限る)等の国土保全対策の推進
 - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
 - ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑供給に関する指導
 - エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
 - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
 - カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
 - キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等
 - ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
 - ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
 - コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (3) 津地方気象台
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測とその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に発表するとともに防災機関に伝達
 - ウ 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力
 - エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等
 - オ 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
- (4) 中部地方整備局
 - ア 災害予防
 - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (イ) 災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - (オ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施
 - (カ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施
 - (キ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - (ク) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び町民・事業者への伝達手段の確保
 - (ケ) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有
 - イ 初動対応
 - (ア) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施。

ウ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (イ) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
- (ウ) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
- (エ) 道路利用者に対して、災害臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
- (オ) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- (カ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (キ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- (ク) 所管施設の緊急点検の実施
- (ケ) 情報の収集及び連絡
- (コ) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- (サ) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

6 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社三重支店
 - 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - イ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
- (2) 株式会社NTTドコモ東海支社三重支店
 - 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - ア 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - ウ 被災通信回線の復旧順序に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
- (3) KDDI株式会社中部総支社・ソフトバンク株式会社・楽天モバイル株式会社
 - ア 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
 - イ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
 - ウ 被災通信設備の早急な災害復旧措置
- (4) 日本銀行名古屋支店
 - 災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - (ア) 通貨の円滑な供給の確保
 - (イ) 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - (ウ) 通貨及び金融の調節
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - (ア) 決済システムの安定的な運行に係る措置

- (イ) 資金の貸付け
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
 - カ 海外中央銀行等との連絡・調整
- (5) 日本赤十字社三重県支部
 - ア 災害時における医療、助産及びその他の救助
 - イ 救援物資の配分
 - ウ 災害時の血液製剤の供給
 - エ 義援金の受付及び配分
 - オ その他災害救護に必要な業務
- (6) 日本放送協会津放送局
 - ア 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。
 - イ 放送に当たっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。
 - ウ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予報及び警報等の報道による周知
 - エ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (7) 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社ＪＥＲＡ西日本支社
 - ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
 - ウ 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携
 - エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - オ 電力供給施設の早期復旧の実施
 - カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
- (8) 日本郵便株式会社(内城田郵便局、度会中川郵便局、度会小川郷郵便局、一之瀬郵便局)
 - ア 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便物の送達の確保
 - (イ) 郵便局の窓口業務の維持
 - イ 郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
 - (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
 - (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
- (9) 中日本高速道路株式会社
 - 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道及び新名神高速道路の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
- (10) 独立行政法人水資源機構
 - 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施
- (11) 独立行政法人 国立病院機構
 - ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置
 - イ 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の

収容治療

- ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援

7 指定地方公共機関

- (1) 公益社団法人三重県医師会
 - ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
 - イ 医療及び助産等救護活動
- (2) 三重交通株式会社
 - ア 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
 - イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
 - ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
- (3) 一般社団法人三重県トラック協会
 - 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
- (4) 一般社団法人三重県エルピーガス協会
 - ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
 - イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
- (5) 近畿日本鉄道株式会社
 - ア 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送
 - イ 線路、トンネル、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理

8 自衛隊

- (1) 要請に基づく災害派遣
- (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 医療関係団体(伊勢地区医師会・伊勢地区歯科医師会、伊勢薬剤師会)
 - 災害時における医療、助産等の救護活動
- (2) 伊勢地区交通安全協会度会支部
 - ア 地域住民に対する避難誘導
 - イ 災害時における交通整理
- (3) 産業経済団体(伊勢農業協同組合、いせしま森林組合、町商工会、三重県建設業協会伊勢支部等)
 - 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
- (4) 文化、厚生、社会団体(日赤奉仕団、度会町社会福祉協議会、区・自治会等)
 - 被災者の救助活動及び義援金品の募集等についての協力
- (5) 危険物施設等の管理者
 - 町等の防災関係機関と密接な連絡、並びに危険物等の防災管理の実施
- (6) その他の機関及び施設の管理者
 - 町災害対策本部長の要請による災害予防、災害応急対策、災害復旧への協力

第3章 度会町の特質及び過去の災害履歴

第1節 度会町の特質

1 自然的条件

(1) 地勢

本町は、三重県の南東部、度会郡のほぼ中央に位置し、伊勢市を東に西は大紀町と大台町、北は国東山を境として玉城町と多気町に連なり、また、南は紀伊山系の分水嶺を境として南伊勢町と隣接する内陸地である。その面積は 134.98 km²に及び東西 10.5 km、南北 18.5 kmの広がりを持つ。大台ヶ原に源を発する宮川本流が町を西から東に貫流し、南島町境の連山から流れる一之瀬川が北東端の川口地内で宮川に合流し、伊勢湾へ注いでいる。

位 置		全体面積	広 ば う	
東 経	北 緯		東 西	南 北
136 度 37 分	34 度 25 分	134.98 km ²	10.5 km	18.5 km

(2) 地勢

県土を二分する中央構造線の南側に位置する本町においては、北部には広域変成作用を受けた黒色片岩などが見られ、南部には秩父古生層（砂石、石灰岩など海底堆積物）が分布する。これらの地層は、標高 784mの釈迦岳をはじめ大きな起伏を持つ山岳群を形成している。

中央構造線以南の古生層山地を東流する宮川は、県内で河川延長の最も大きい縦谷であり、河床勾配の緩やかな本流に沿って幅広い谷底平野が源流部まで入り込んでいる。谷底平野は河川の最近の浸食の復活のため段丘化している。谷底には厚い砂礫の充填がみられず、むしろ未固結物資の被覆の薄い岩石段丘の基盤の上に集落が立地している。

(3) 気候

温暖多雨な表日本型の東海式気候に属している。気温は年間を通じ比較的温暖で年間平均気温は 15.6℃、積雪も年間 1～2 回程度と過ごしやすいつもとなっている。また、台風等の通過などにより年間降雨量は 3,000mm を越えることが多く、極めて降水量の多い地域となっている。

平成 16 年 9 月 29 日の豪雨をはじめ、河川沿いの広い地域で冠水した過去の災害時の経験から、本町における水防の重要性が認識されるところであり、災害時の情報の伝達方法、警戒避難態勢の整備等の対策を進めることが課題である。

2 社会的条件

(1) 人口・世帯数

本町の人口は、平成 12 年までは緩やかな増加傾向にあったものの、平成 12 年の 9,218 人をピークに減少傾向に転じ、令和 2 年には 7,847 人となっており、年々減少している。

また、少子高齢化の傾向は顕著であり、平成 7 年から令和 2 年にかけて年少人口は 17.3%から 11.2%に減少しているのに対して、高齢者人口は 18.9%から 36.2%に増加している。

人口の高齢化と一部地域の過疎化が進み、一人暮らし、二人暮らし世帯が増加していることから、地区・集落ごとの災害対策や非常備消防団活動の強化等を進めることが課題である。

人口と世帯の推移

区 分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
年 少 人 口 (0～14 歳)	実 数(人)	1,569	1,457	1,289	1,166	1,010	878
	構成比(%)	17.3	15.8	14.2	13.4	12.2	11.2
生産年齢人口 (15～64 歳)	実 数(人)	5,793	5,711	5,538	5,160	4,652	4,120
	構成比(%)	63.8	62.0	61.2	59.4	56.0	52.6
高 齢 者 人 口 (65 歳以上)	実 数(人)	1,715	2,050	2,230	2,365	2,646	2,834
	構成比(%)	18.9	22.2	24.6	27.2	31.8	36.2
総 数 (人 口)	実 数(人)	9,077	9,218	9,057	8,691	8,309	7,847
総数(世帯数)	実 数(人)	2,247	2,408	2,547	2,605	2,626	2,689

(資料) 国勢調査

(2) 交通

本町の交通網は、宮川本流沿いに走る県道伊勢大宮線と一之瀬川に沿って走る県道伊勢南島線の両線が主要道路である。

国道や鉄道といった幹線交通がなく、広域的な交通体系に恵まれていないが、サニーロードや主要地方道の改良により、本町を通過する交通量は増加している。なかでも、玉城 I C からサニーロードを経由し志摩方面の観光地へと向かうルートは、広域的な交通軸としての役割を担っているものの、これらと結ぶ地区内幹線道路は限られる。

度会町を取り巻く交通網



第 2 節 過去の災害履歴

(風水害)

発生年月日	種別
昭和 34 年 9 月 26 日	伊勢湾台風 (台風 15 号)
昭和 49 年 7 月 7 日	七夕台風 (台風 8 号)
昭和 52 年 9 月 8 日～10 日	前線と台風 9 号による大雨
昭和 57 年 8 月 3 日	集中豪雨
平成 2 年 9 月 14 日～20 日	秋雨前線及び台風 9 号による豪雨
平成 2 年 9 月 30 日～10 月 1 日	台風 20 号
平成 3 年 9 月 18 日～20 日	秋雨前線及び台風 18 号による豪雨
平成 16 年 9 月 29 日	台風 21 号
平成 23 年 9 月 14 日	台風 12 号
平成 29 年 10 月 22 日～23 日	台風 21 号

(地 震)

発生年月日	種別
昭和 19 年 12 月 7 日	東南海地震 M = 8.3
昭和 21 年 12 月 21 日	南海地震 M = 8.1

第4章 被害想定

本町の災害履歴からみても発生頻度の高い災害は、梅雨前線等による豪雨及び台風による風水害等である。災害の種類としては、河川の氾濫及び一部山崩れ等の被害を過去の浸水域等から想定し、計画を行うものとする。

 **平成16年台風21号（平成16年9月29日）による浸水域**（資料編 46 ページ参照）

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 防災思想・防災知識の普及

第1項 防災・減災重点目標

「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに町民の一人ひとりが災害から自らを守り、地域の人々は助け合う「自助」と「共助」の意識と行動が、被害を少なくする原点である。そのため、町民や地域が防災の正しい知識と判断を持って行動できるように対策を進める。

第2項 対策

1 自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1) 災害対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取り組みを促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

ア 地域独自の防災訓練実施等への支援

イ 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援

ウ 地域の実情に応じた避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援

エ デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」等を活用した避難計画づくりの促進を図る。

2 町民を対象とした対策

(1) 災害対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取り組みや共助への参画を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域で発生し得る風水害に対応した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

ア 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや災害発生時の行動マニュアルなどの配布及びポスター、ビデオテープ及び報道機関の媒体を活用した普及

イ 市町の災害特性に応じた防災訓練の実施

ウ 防災講演会(研修会)等の実施

エ 市町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成

オ デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン」の作成に向けた普及・啓発

カ みえ防災・減災センターと市町との連携による、ハザードマップや洪水避難・土砂災害にかかる地区防災計画の作成支援

(2) 自動車運転者に対する啓発

町は、災害発生時において自動車運転者がとるべき行動等について啓発に努める。

ア 安全な方法による道路の左側に停止

イ 緊急車両、避難行動要支援者等への支援車両等を除く、避難における車の使用制限

ウ 交通規制、交通整理に関する協力

(3) 相談窓口等

町は、それぞれの課において所管する事項について、町民の災害対策の相談に積極的に応ずるものとする。

3 児童生徒・園児に対する防災教育

町及び教育委員会は、園児・児童・生徒への防災知識の普及を図るため、教職員・保育士に対する研修及び教職員・保育士を通じ園児・児童・生徒に対する防災教育を行う。

また、各保育所・学校は、地域コミュニティと連携した防災教育を行う。

- (1) 教職員・保育士に対する研修
災害発生時の動員及び町災害対策本部、支部、保護者、PTAとの連携等、防災応急対策及び災害応急対策についての研修の実施
- (2) 園児・児童・生徒に対する防災教育
教科、学級活動、学校行事等、教育活動全体を通じて防災の基礎的知識、災害が発生したときの対策等の防災教育の実施
- (3) 地域コミュニティにおける防災教育
地域コミュニティごとの地域の実情に即した防災教育の実施及び消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練の実施

4 職員に対する防災教育

- (1) 町地域防災計画の周知徹底
町地域防災計画が的確有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。
- (2) 研修会等の実施
職員に対する研修会、講習会、施設見学会等を随時実施し、関係法令の周知徹底に努めるとともに、次の事項を重点的に行うものとする。また、防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。
 - ア 各災害に対する防災知識
 - イ 過去の主な災害事例
- (3) マニュアルの作成
災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

5 個人備蓄の推進

災害発生に伴う水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により、飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、3日以上以上の食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等、個人において備蓄しておくよう、町民に広報していくものとする。

6 広報の方法

防災情報の発信

- (1) 広報紙、ポスター、パンフレット、インターネット、回覧板等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。
- (2) 消防本部と共同による普及活動の推進
伊勢市消防本部と協力し、気象、防火及び災害時の救助活動等の映画、ビデオ、スライド等を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。
- (3) メディアの活用
ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に、災害予防に関し特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。
- (4) 防災行政無線、広報車等の活用
異常気象時等には随時防災行政無線の利用、広報車等による巡回を行い、防災知識の普及を図る。

第2節 防災訓練の実施

第1項 防災・減災重点目標

災害時において、町、県、防災関係機関、町民、企業、ボランティア団体、近隣市町が連携して防災活動を行えるよう、防災訓練を実施する。特に、大雨時の洪水・土砂災

害被害の恐れがある地域では、これらの災害を想定した防災訓練を実施する。

第2項 対策

1 町における対策

(1) 多様な防災訓練の実施

町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施する。訓練を実施するに当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者や女性、事業所などの多様な主体の参画に努める。

(2) 県の防災訓練への協力・参画

町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

2 基礎訓練

防災関係機関は、基礎訓練として、随時、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、消防訓練、土砂災害防災訓練その他の訓練を継続的に実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力等を養うものとする。

3 総合防災訓練

上記の基礎訓練を組み合わせ、大規模災害を想定した有機的、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、災害時における各機関の防災体制等を再検討するためのもので主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練実施項目は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害応急対策に従事し、又は協力する者の動員及び配置計画

イ 災害応急対策用資機材及び救助物質等の緊急輸送対策

ウ 災害時を想定した当該地区の緊急避難訓練等

エ 災害対策本部の活動訓練等

(2) 実地訓練

災害想定に即応した応急対策が円滑、的確に発揮できるよう、防災技術の鍛練を図るためのものであり、訓練課題には次のものが挙げられる。

ア 警報の伝達及び通信訓練

イ 災害防御訓練

(ア) 大火災の消火訓練

(イ) 火災防御訓練（消防訓練）

ウ 水害時の土のう積載訓練（水防訓練）

エ 避難訓練

オ 救急・救助訓練

カ 災害応急復旧訓練

(ア) 道路の交通確保訓練

(イ) 復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練

(ウ) 堤防の応急修復訓練

(エ) 通信及び上下水道等ライフラインの応急修復訓練

(オ) 防疫及び清掃等の訓練

(カ) 災害広報の訓練

(キ) その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

(3) 訓練方法

図上訓練、実地訓練は総合的に町防災会議が関与して行うものと、それぞれの地区が実施するものの2通りとする。

(4) 防災訓練の検証

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点

- 検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。
- ア 伝達方法、内容の確認点検
 - イ 発受時間及び集合所要時間の確認点検
 - ウ 集合人員の確認点検
 - エ その他必要事項の確認点検
- (5) 町民が実施する防災訓練への支援
自主防災組織や企業、防災ボランティア・グループが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、避難行動要支援者を含めた多くの町民の参加を図っていく。
- (6) 防災関係機関との連携
防災訓練については、警察、消防、自衛隊などの関係機関と連携し実施する。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第1項 防災・減災重点目標

「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位等で自主防災組織の育成・強化を推進する。

第2項 対策

1 自主防災組織を対象とした対策

- (1) 自主防災組織には、町の地域防災計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画等を定めるものとする。
- (2) 自主防災組織の活動内容
防災計画においては、おおむね次の事項について、平常時及び災害時の活動計画等を定めるものとする。
 - ア 平常時の活動
 - (ア) 防災知識の普及
 - (イ) 防災予防計画の策定
 - (ウ) 組織の編成及び任務分担
 - (エ) 自主防災訓練の実施
 - (オ) 資機材等の点検、整備
 - イ 災害時の活動
 - (ア) 地域住民に対する情報の伝達及び広報
 - (イ) 火災発生時における初期消火
 - (ウ) 被災者の救出・救護
 - (エ) 避難行動要支援者の避難誘導
 - (オ) その他防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動協力
- (3) 自主防災組織の組織化及び組織のネットワーク化を推進するとともに、組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努めるものとする。
- (4) 町は、個人情報取り扱いに十分留意しつつ、管内自主防災組織の名簿等を整備し、相互に連絡が取り合える体制を構築するよう努めるものとする。
- (5) 自主防災組織の現況
各自治区単位で自主防災会を組織している。
- (6) 自主防災会の活動支援及び活性化の推進
各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。
 - ア 訓練等の自主防災活動に対する支援
 - イ 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導
 - ウ 防災資機材の整備にかかる支援

- エ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化による組織の活性化推進
- オ 必要に応じ、地域住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置の促進
- (7) 自主防災組織の結成促進
 - 結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。
- 2 消防団を対象とした対策
 - 消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。
- 3 町民を対象とした対策
 - 自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。
- 4 事業所の自衛消防組織の設置
 - 町は、事業所の自衛消防組織の設置を推進するとともに、設置された自衛消防組織等に対する指導の充実を図り、地域の自主防災組織との連携により、事業所、区・自治会、町民等が一体となった自主防災体制の確立に努めるものとする。

第4節 ボランティア活動の促進

第1項 防災・減災重点目標

町関係各部と度会町社会福祉協議会をはじめとした災害救援関係のボランティア団体、NPO 等との連携を図り、災害ボランティアセンター等の立ち上げや運営に関する協力体制を確立する。

第2項 対策

1 活動拠点の整備

町は、発災時、ボランティアに期待する役割について明確にするほか、町関係各部と度会町社会福祉協議会をはじめとした災害救援関係のボランティア団体、NPO 等との連携を図り、災害ボランティアセンター等の立ち上げや運営に関する活動拠点を整備する。

活動拠点については、災害ボランティアの参集受付場所としての機能や受入活動配備を可能とする現地本部機能を備えた、町全域を統括する「度会町災害ボランティアセンター」を設置するため、あらかじめ関係者(度会町社会福祉協会等)と協議し、事前に公共施設を中心に活動拠点を選定しておくものとする。

2 人材等の育成

- (1) 専門性を持ったボランティアの登録を促進する。
- (2) 災害救援ボランティアの育成、研修への支援を行っていく。
- (3) 県と連携し、災害救援ボランティア活動を支援するボランティア・コーディネーターの育成・研修等を行い、組織化を促進する。
- (4) 実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

3 協力体制の構築

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティア・グループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボラ

ンティア間のネットワーク化を支援する。

4 防災ボランティアの登録

- (1) 平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時の防災ボランティアの登録制度の検討を行う。
- (2) 災害時には、通信の途絶による混乱も予想されるため、町内のアマチュア無線組織と災害時の協力について協議を行い、防災訓練への参加も検討を行う。

5 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動内容は、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

(1) 専門ボランティア

- ア 救助・救急
- イ 医療
- ウ 高齢者、障がい者等の介護
- エ 応急危険度判定
- オ 輸送（航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転）
- カ 通訳（外国語、手話）
- キ アマチュア無線による通信
- ク ボランティア・コーディネート業務

(2) 一般ボランティア

- ア 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- イ 避難所等における炊き出し・清掃等の被災者支援
- ウ 救援物資、資機材の仕分け・配給
- オ 危険を伴わない軽易な応急・復旧作業
- エ ボランティアの受入業務

6 ボランティア対応マニュアルの策定

受入窓口となる度会町社会福祉協議会は、ボランティアの組織化、情報ネットワーク体制整備など、災害時の具体的な対応マニュアルを策定し、ボランティア活動支援体制づくりを推進する。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

企業・事業所の事業継続計画（BCP）等の作成及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動を実施する。

第2項 対策

1 各事業所における防災対策の促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成・点検を促進する。

特に土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたBCP等の作成・点検の促進に努める。

<支援の内容>

- ・事業所向け研修会の開催
- ・表彰等、優良取り組みの評価、防災取り組み事例の紹介
- ・事業所防災力診断の実施

- ・商工会議所、商工会等事業所が所属する団体との連携による支援
- 2 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に企業・事業所と協働で災害対応を行うための、救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。
- 3 事業所等の自衛消防組織の活動支援
企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

第6節 備蓄資機材等の点検整備

第1項 防災・減災重点目標

災害の予防及び応急対策に必要な資機材を、有事に迅速に活用できるよう整備する。

第2項 対策

1 点検責任者と点検時期

備蓄資機材	点検責任者	点検時期
防災資機材	防災担当課長	4月・10月の各上旬
防災行政無線	防災担当課長	〃
災害応急対策等に必要な土木資機材	公共土木担当課長	〃
〃 給水用資機材	水道事業担当課長	〃
救急用医薬品	医療担当課長	〃
防疫用資機材	保健衛生担当課長	7月・12月
非常電源	施設担当課長	毎月1回

2 点検計画

点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、定期的に点検を実施するとともに、必要に応じて随時点検を行い、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう備蓄計画を作成し、整備充実に努める。

3 資機材等の備蓄計画

災害時、緊急に対応するための資機材等の備蓄は、備蓄方法、場所等について、各種災害被害想定調査等に基づく数量等を把握し、備蓄計画を立て整備する。町における備蓄計画は、町民の3日間分以上の備蓄意識の高揚と併せ立案し、実効性を高めていく。特に、資機材等の整備に当たっては、避難行動要支援者対策に留意する。

第2章 災害応急対策への備え

第1節 災害対策本部機能等の整備・充実

第1項 防災・減災重点目標

発災時及び発災後の混乱が予測されるため、どの時間帯に災害が発生しても、必要な職員を早期に確保して災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制を整備する。

第2項 対策

1 町災害対策本部体制

町災害対策本部（町役場庁舎）及び各支部（麻加江生活改善センター、中之郷生活改善センター、一之瀬公民館）による機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制整備を図る。

2 町災害対策本部の設置及び設備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の浸水対策、自家発電設備等の整備による代替エネルギー、衛星携帯電話の確保などの整備を進めておくものとする。

3 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、町災害対策本部職員用の食料、飲料水や災害用トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努めるものとする。

4 町災害対策本部機能の代替施設の整備

大規模災害発生時、庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないように、町災害対策本部機能を有する代替施設を指定しておく。

5 現地災害対策本部機能の検討

実際の災害発生現場に近くで機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた現地災害対策本部機能を検討しておく。

6 報道用スペースの設置

町民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、町災害対策本部に隣接した場所に報道用スペースの設置を検討する。

第2節 応援・受援体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

発災直後からの応援受入ができる体制を整える。また、災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制を整える。

第2項 対策

1 町を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、また、「三重県市町受援計画策定手引書」を参考に、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図る。なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結

を検討する。

また、これら市町村との相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図る。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

自衛隊・消防・警察等の応援を円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関（自衛隊、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や警察、消防機関等との連携を図る。

第3節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

どの時間帯に災害が発生しても、町災害対策本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制を、県、町、防災関係機関において整える。また、被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

第2項 対策

1 町災害対策本部を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 風水害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と町民等への伝達体制の整備を図る。特に避難行動要支援者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、全国瞬時警報システムや県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

(2) 被害情報収集・伝達手段の整備

ア 防災行政無線の整備等

町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、避難行動要支援者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備・確保に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理に当たっては、施設・設備の耐震対策に留意し、導入後においては、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努める。

イ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

ウ 緊急速報メール等情報提供手段の検討

避難に関する情報を、対象となるすべての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討する。

第4節 気象情報の収集

第1項 防災・減災重点目標

気象通報組織及び気象観測施設を整備し、関係機関相互の連絡体制強化に努める。

第2項 対策

1 防災気象情報の入手と伝達

気象庁は、発表した防災気象情報を自治体や防災機関に直ちに伝達すると同時に、テレビやラジオ、インターネット等を通じて広く知らせている。また、近年の情報通信技術の発展により、携帯電話やスマートフォン、パソコン等を用いて一人一人が必要な防災気象情報を入手・伝達できるための環境づくりを進める。

2 気象情報の収集方法

- (1) 町内には、国・県など関係機関が設置した観測施設（雨量計・水位計）があり、これらの施設からの気象情報の迅速な伝達と、明確な情報を把握することに加え、土砂災害情報相互通報システム・山崩れ（地すべり）発生予知監視システムを活用する。
- (2) 災害に関する予警報等の伝達徹底のため、非常無線通信の利用等により、県や防災関係機関との円滑な協力、連携を進める。

第5節 通信施設の災害予防

第1項 防災・減災重点目標

災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、多様な通信手段の整備に努める。

また、通信施設の安全性を確保するために、非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、浸水の恐れのない場所への設置等必要な予防措置を行う。

第2項 対策

1 災害無線通信体制の充実・強化及び多様な通信手段の整備

(1) 県防災行政無線

県と市町及び防災関係機関の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行うため、衛星通信と地上系通信を併用した無線通信施設の整備を行い、運用している。

(2) 町防災行政無線

町は、移動系及び同報系の防災行政無線を整備しており、災害発生時における情報の収集又は町民への情報の伝達手段として、最も期待されるところである。このため、日常の運用方法の指導と併せて、災害発生時における通信体制の確立等についても、定期的に訓練を実施する。

☞ **移動系及び同報系の防災行政無線の現況** （資料編 18～21 ページ参照）

(3) 消防・救急無線施設

無線設備については、伊勢市消防署度会出張所の消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は地域移動局をもって構成し、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

(4) アマチュア無線

町内においてもアマチュア無線局を開局している人々による災害時の協力を依頼する。

(5) 災害時優先電話

災害発生時に、西日本電信電話株式会社等の指定している優先電話が十分に機能し、町の電話交換システムの円滑な対応が図られるよう、常に点検整備に努める。

(6) その他通信等

マスメディアによる広報、電子メールやインターネットの活用による情報発信・収集を行う。

2 通信設備の優先利用

(1) 優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

第6節 避難対策等の推進

第1項 防災・減災重点目標

町は、県及び防災関係機関との連携により町民を安全に避難させるための、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備し、これらの施設を町民に周知する。特に、災害対策基本法の一部改正に伴う新たな避難情報体系による避難対策の徹底を図る。

第2項 対策

1 避難対象地域等の対策

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と町民等への周知

切迫した災害から町民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・町民に周知する。

指定緊急避難場所の指定に当たっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識等設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、町民、観光客等に対する周知を図る。

(2) 指定避難所、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・町民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定に当たっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。

(3) 避難情報体系による避難対策の徹底

災害対策基本法に基づく避難情報等を地域・町民に周知するとともに、避難情報体系による避難対策の徹底を図る。

〈避難情報体系〉

(警戒レベル) 避難情報	状 況	町民のとりべき 行動	避難先の例
(警戒レベル5) 緊急安全確保	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	少しでも浸水しにくい高い場所 崖から少しでも離れた部屋
(警戒レベル4) 避難指示	災害のおそれ 高い	危険な場所からの 全員避難	指定緊急避難場所、地元避難場所 自主的な避難先、自宅などの上層階

(警戒レベル) 避難情報	状 況	町民のとりべき 行動	避難先の例
(警戒レベル3) 高齢者等避難	災害のおそれ あり	危険な場所から 高齢者等は避難	指定緊急避難場所、地元避難場所 自主的な避難先、自宅などの上層階
(警戒レベル2) 大雨・洪水・高潮 注意報	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認	
(警戒レベル1) 早期注意情報	今後状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	

(4) 避難誘導対策

避難等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市町間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておく。

不特定多数の町民等が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施に努める。

(5) 情報収集体制の整備

防災気象情報の収集については、ガイドラインを参考とし、必要に応じ、地方気象台、国土交通省河川事務所、県建設事務所等に助言を求めるとともに、最新の情報の入手・把握の体制整備に努める。

また、町が気象台長等との間で気象に関する情報を必要な時に確実に交換することができるようするなど、県や気象台、河川管理者等との間の情報連絡体制をあらかじめ整備し、緊密な連携が図れるようにしておく。加えて、同一の水系を有する上下流の市町間においては、相互に避難情報が共有できるよう、平常時から連絡体制を整備する。

(6) 避難所運営及び避難者支援対策

町、地域の実情に応じた避難所運営に努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

(7) 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、飲料水、生活必需品等避難者支援を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(8) 避難行動要支援者・要配慮者対策

町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を行うよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。

(9) 観光客、帰宅困難者等対策

観光関連団体等との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策など観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を促進し、観光関連事業者等による観光客、帰宅困難者等対策を検討する。

(10) ペット対策

飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

(11) 感染症対策

感染症対策に必要な資機材の備蓄等を行う。また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

第7節 医療・救護体制及び機能の確保

第1項 防災・減災重点目標

大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。また、災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

第2項 対策

1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

(1) 医療・救護体制の整備

ア 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、町の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定しておくとともに、町民への周知を図っておくものとする。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

イ 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣について伊勢地区医師会と協議して計画を定める。軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護に関する計画を定めておく。

なお、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める。

ウ 救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

エ 医薬品等の確保体制

伊勢薬剤師会と連携体制を整え、救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

 **医療機関**（資料編 63 ページ参照）

(2) 医療・救護機能の確保

災害拠点病院等に対する水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取り組みを進める。

町長は、あらかじめ医療施設の利用について伊勢地区医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

2 町民を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ町民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

第8節 輸送体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

被害想定や広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路について災害に強い施設の整備を促進する。また、災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

第2項 対策

1 町における対策

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

(2) 陸上輸送対策

ア 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

イ 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者等は、低地を通過する道路など、風水害時に冠水のおそれがある箇所をあらかじめ把握し、広く地域住民へ周知を図るとともに、代替路を確保する。そのうえで、発災後の速やかな復旧が可能となるよう、排水作業が行える体制を構築する。

そのために、道路管理者等は、国、市町、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進する。

発災に伴う交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

(3) 航空輸送対策

ア 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地域住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ運送事業者等との緊急輸送にかかる協定の締結を図る等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

第9節 公共施設・ライフラインの防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

県及び防災関係機関と連携し、災害時に強い公共施設（代替性、多重化等）を整備する。

また、ライフライン関係機関との有機的な連携体制を構築し、必要な情報共有による防災対策活動が行われる総合的なライフライン対策を推進する。

第2項 対策

1 道路の防災・減災対策

(1) 道路の点検整備

ア 危険箇所の点検及び施設の整備をはじめ、異常気象時の通行規制、巡回点検、情報連絡体制の整備等を実施して、安全を確保する。

イ 各施設の総点検を行い、必要により改築事業を実施して災害に強い道路づくりを推進する。

ウ 道路整備事業計画に基づき、災害時における重要度を勘案して事業を推進する。

(2) 橋梁の点検整備

ア パトロール等により異常箇所を発見した場合は、早急に橋梁の保全を図る。

イ 既設橋梁の補修は、老朽度、架設年度、耐震強度、交通量、幅員設計荷重、将来の道路計画等を勘案し、整備の促進を図る。

ウ 道路及び交通の状況に関する情報を適切に収集把握し、これを道路情報表示装置等により道路利用者への情報提供、関係機関への連絡等、情報連絡体制を整備し安全を図る。

- (3) 緊急輸送ネットワークの確保
緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。
- 2 上水道施設(町管理)を対象とした対策
水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の各市町等との連絡、協調に努める。
- (1) 施設管理図書の整備
被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。
- (2) 応急給水・復旧のための体制整備
水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び耐震性貯水槽、人員の配備等の体制を整備するとともに、運搬給水として、水道水を供給できる体制を確保する。
また、運搬給水として給水タンクによる給水体制を構築し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。
「三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21 締結）」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書（H7.12.1 締結）」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、県や関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。
- (3) 浸水対策の実施
洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。
- 3 災害廃棄物処理体制の整備
- (1) 管理体制
町及び美化センター管理者は、平常時から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。
- (2) 協力体制の整備
ア 応援体制の整備
町は、風水害による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他都道府県や民間企業についても応援体制の整備を推進する。
イ 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備
災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について、県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県と必要な調整を行う。
また、市町は、広域的な協力体制の整備に努める。
- (3) 仮置場の候補地の選定
町は、災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておく。
- (4) 教育訓練の実施と町災害廃棄物処理計画の見直し
町災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、平常時から職員の訓練や研修等を実施するとともに、町地域防災計画の見直し等に合わせた計画の定期的な見直しに努める。
- 4 ライフライン関係機関との連絡体制の整備
町は、電気・ガス・電話等のライフライン関係機関との連絡体制を整備し、相互の連絡窓口、連絡方法等について確認しておく。

第10節 宅地等災害予防対策

第1項 防災・減災重点目標

宅地災害を未然に防止するとともに、大規模に被災した場合には、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止する。

第2項 対策

1 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、応急仮設住宅の供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

2 既成危険住宅地に対する保全対策

老朽化の進んだ擁壁や技術基準を満たさない擁壁を抱える既成宅地の把握に努め、宅地防災パトロールを行い、土地所有者に対し、防災指導や法律に基づく勧告による改善指導を行う。また、擁壁等の改善に必要な資金について、住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度のあっせんを行う。

3 被災宅地危険度判定士の養成及び事前準備

町長は、豪雨等による地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、関係団体と連携し、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会の実施に協力し、当該判定士の養成に努めるとともに、判定制度の町民への周知、判定に使用する機材の調達及び備蓄に努める。

また、町長は判定実施本部として活動する際に支援本部及び町災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる被災宅地危険度判定コーディネーターの確保を行う。

第11節 防災営農対策

第1項 防災・減災重点目標

災害時（病虫害を含む。）における農作物等への被害を減少する。

第2項 対策

1 稲種子の確保

稲種子については、県農林水産事務所と連携を密にし、三重県米麦協会保管用の災害備蓄用稲種子のあっせん導入を受ける。

2 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え農薬（殺菌剤及び殺虫剤）を伊勢農業協同組合と常に連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

3 農地の保全対策

防災営農技術の浸透、台風、晩霜等気象情報の周知徹底については、随時又は必要に応じて農業組合等の関係機関を通じ末端農家へ迅速な伝達を行い、必要な技術の指導を行う。

4 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術について、県と連携・協力して災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図る。

防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとする。

- (1) 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術
- (2) 災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術

5 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

災害時に多発が予想される家畜伝染病の調査を行うとともに、県等が行う家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）に協力し万全を期する。

第12節 地盤災害防止対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

町は、県と連携して土石流、崖崩れ、山崩れ等の土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれがある箇所について危険度が高い箇所から計画的に事業を実施するとともに、土砂災害（特別）警戒区域に指定された区域については、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であり、警戒避難体制等を整備するなど総合的な土砂災害対策を推進する。

第2項 対策

1 土砂災害警戒箇所・土砂災害（特別）警戒区域の把握及び町民への周知

土砂災害の発生が予測される土砂災害警戒箇所については、区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、土砂災害警戒箇所における円滑な警戒避難体制が行われるための必要な事項について町民に周知させるように努めるなど、県及び関係機関の協力を得て、次の対策を実施する。

土砂災害（特別）警戒区域（資料編 3～9 ページ参照）

(1) 土砂災害（特別）警戒区域の町民への周知及び土砂災害警戒箇所の調査

ア 町内における指定された土砂災害（特別）警戒区域について、当該危険箇所内の町民に対して、災害の危険性について「土砂災害ハザードマップ」等により周知するよう努める。

イ 町は、県に協力して土砂災害（特別）警戒区域以外の土砂災害警戒箇所の現況を調査のうえ、土砂災害（特別）警戒区域の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置するよう努めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について町民に周知するよう努める。

(2) 土砂災害警戒箇所の災害防止対策

ア 土石流対策

(ア) 砂防指定を要する箇所の指定促進

(イ) 砂防堰堤の築造、渓流保全工の施工等、砂防事業の県への要請

(ウ) 開発等に係る行為の制限等、指定地内の管理

イ 急傾斜地崩壊対策

危険箇所の警戒区域指定の促進を図るとともに、緊急度の高い箇所から防止工事を県へ要請する。

2 土砂災害（特別）警戒区域における警戒避難体制

町は、土砂災害危険箇所における警戒避難体制に関する次の事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるための必要な事項について町民に周知させるため、これらの事項を記載した「土砂災害ハザードマップ」の配布等の必要な措置を講じる。また、避難行動要支援者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

3 土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定める。

- ア 避難所の設置
- イ 避難情報等の時期決定方法
- ウ 気象情報及び異常現象並びに避難情報等の連絡方法
- エ 避難誘導責任者
- オ 避難所の位置及び避難指示等の町民への周知
- カ 崩落危険箇所の把握
- キ 崩落危険箇所のパトロール
- ク その他必要事項

4 土砂災害関連情報の収集

気象台や県から、雨量や土砂災害警戒情報等を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるための発災時における連絡体制の整備に努める。

5 避難情報等の確認

(1) 土砂災害情報相互通報システムの活用

災害が発生し、又はそのおそれがある場合、町民と行政とが土砂災害関連情報を交換することにより、警戒避難体制を強化し、町民の生命や身体の安全を早期に確保することが可能となる。このため、警戒避難の判断に土砂災害情報相互通報システムを活用する。

(2) 避難判断情報の確認

町は避難判断情報である緊急安全確保（警戒レベル5）、避難指示（警戒レベル4）、高齢者等避難（警戒レベル3）を確認した場合、直ちに、関係者並びに関係機関に伝達するとともに、必要な対策を講ずる。

6 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

7 要配慮者利用施設の土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、土砂災害が発生するおそれがある場合に、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を町地域防災計画に定める。

また、施設管理者等が作成する避難確保計画の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して指示を行う。

第13節 森林の防災対策

第1項 防災・減災重点目標

本町の森林は、多数の山地災害危険地や土石流を発生させるおそれのある溪流をもっていることから、町は、県と連携して土砂流出、山地災害等を防止する。

第2項 対策

1 流域保全・山地災害対策

林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの素因となっていることから、荒廃地の現況を把握し、崩壊

地復旧及び土砂流出防止等のための治山施設等を緊急度の高いものから計画的な実施を県に要請する。

また、局地的大雨による災害は、町民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について町民への周知を図るよう努めるとともに、緊急な箇所については、治山事業の重点的な実施を県に要請する。

2 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、保安林の改良・整備を推進する。

第 14 節 水害予防対策の推進

第 1 項 防災・減災重点目標

町、県及び関係機関は、大雨・台風時のみならず地震に伴う河川における被害など、治水対策及び浸水想定区域に対する対策を実施するものとする。

第 2 項 対策

1 計画的な河川整備の推進

県内の河川では、近年でも台風等に伴う豪雨により、浸水等の被害が発生していることから、重要度、緊急度、効率性を考慮し、優先度を検討のうえ県管理河川の計画的な整備を促進し、浸水被害の軽減を図る。

2 河川のソフト対策の推進

近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から実施しているハード対策に加え、町や町民の避難判断の参考となる雨量・水位情報の確実な発信や中小河川において洪水に特化した水位計の設置に努めるとともに、「洪水ハザードマップ」で洪水浸水想定を示すなどのソフト面からの減災対策を実施する。

3 浸水想定区域対策

(1) 町は、過去水害による浸水域を公表することにより、洪水に係る危険性と事前対策を町民に周知するよう努める。

 **平成 16 年台風 21 号（平成 16 年 9 月 29 日）による浸水域**（資料編 46 ページ参照）

4 避難判断情報の収集とホットライン等の設置

町が避難指示等を判断するために必要な河川の水位情報等を国及び県から収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。

5 要配慮者利用施設の水害対策

水防法に基づく浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を町地域防災計画に定める。

また、施設管理者等が作成する避難確保計画の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。

第15節 児童生徒・園児にかかる防災教育・防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

すべての学校や保育所などにおいて必要な防災対策を行い、災害発生時における児童生徒・園児、教職員の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により児童生徒・園児の安全確保と家庭や地域への防災啓発を図る。

第2項 対策

1 学校及び保育所の防災対策の推進

(1) 児童生徒・園児の安全確保

児童生徒・園児の安全を確保するため、情報収集と伝達方法、児童生徒・園児の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒・園児、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

また、あらかじめ暴風警報等の発表や交通機関の運休が見込まれる場合等の対応について検討する。

(2) 学校及び保育所の防災体制の整備

各学校及び保育所では、平常時から災害に備えた防災体制を整備し、教職員・保育士の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、各学校及び保育所の立地状況に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

(3) 学校及び保育所施設の安全点検

学校及び保育所施設の点検を随時行い、必要な補修を行う。

(4) 児童生徒及び保育所園児への防災教育の推進

(5) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 地域と学校が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

また、災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行っておく。

3 児童福祉施設等の防災対策の推進

保育所等については、小中学校に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

また、放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進する。

第16節 文化財の災害予防

第1項 防災・減災重点目標

町は、文化財の被害を未然に防止、又は文化財の被害拡大を防止するため、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

第2項 対策

1 文化財の防災意識の普及と啓発

町には、国指定重要文化財である注連指正法寺の木造十一面観音立像をはじめ、一之瀬地区及び棚橋区、下久具区に伝わるお頭神事の神具等、長年丁寧に保存されてきた文化財がある。町は、かけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、文化

財の所有者又は管理者に対する防火意識の高揚と防火対策の徹底を図っていく。

2 文化財の災害予防体制の確立

(1) 防災予防体制の整備

ア 町は、防災関係機関及び地域住民との連携により、自衛組織の確立を図り初期消火に努めるとともに、消防用設備等の整備を図る。

イ 文化財の所有者又は管理者は、防火管理者の選任、消防計画の作成など、自主防火管理体制の充実とともに、消防用設備等の設置に努める。

(2) 建築物等の災害予防（耐震）対策

文化財の所有者又は管理者は、建築物及び美術工芸品等の文化財の点検を平常時から徹底し、柱や梁の腐朽や蟻害、瓦の損傷などを早期に発見し、速やかに災害被害の予防対策（改修、転倒・転落防止の措置等）を講ずる。

(3) 復旧のための記録等の作成

教育委員会は、文化財が被害を受けた時を想定し、復旧を的確かつ速やかに行うため、あらかじめ文化財を写真やビデオ等に記録しておくものとする。

3 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

第17節 火災の予防

第1項 防災・減災重点目標

災害時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底する。

第2項 対策

1 火災予防の推進

(1) 火災予防運動の実施

町民に火災予防思想と具体的な予防知識を浸透させるため、町は、県と一体となり、関係機関、団体の協力のもとに火災予防運動を実施する。

(2) 防火管理者制度の徹底

学校、病院、工場等の必ず防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第8条第1項）については、その選任を徹底させる。

また、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

(3) 住宅防火対策の推進

町は、一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防本部等が中心となり、住宅用火災警報器の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取り扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

(4) 立入検査指導の強化

町は、伊勢市消防本部と一体となって常に町区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、計画的に予防査察を行うものとする。また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行うものとする。

(5) 消防力の強化

ア 公設消防力の強化

次により町の消防力の強化に努める。

(ア) 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」に適合するように、伊勢市消防本部への委託による広域消防力の強化と、消防団の組織の強化及び団員の資質の向上を図る。また、消

防施設の整備についても、「消防水利の基準」に適合するよう消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の充実を図る。

(イ) 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備充実を図る。

イ 自衛消防力の強化育成

(ア) 建築物の高層化及び内装材への石油製品の使用等に伴い、火災における濃煙、有毒ガスの発生等の危険が高まっているので、消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底と結び付けて、火災に対する初期消防体制の万全を期す。

(イ) 災害時において、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、町民による消火活動が重要である。そのため、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備するものとする。

2 初期消火体制の整備

火災を早い時期に発見し、短時間で消火するなど迅速かつ効果的に活動し、被害を最小限にくい止めることが初期消火の目的である。

そのため自主防災組織、事業所においては自衛消防組織等の活動を通して初期消火活動時の体制等、指導強化に努めるとともにそれぞれの組織の連携を図る。

第18節 林野火災の予防

第1項 防災・減災重点目標

林野火災を防止する。

第2項 対策

1 林野火災消防計画の確立

町は、県及び防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立に努めるものとする。

林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について計画するものとする。

(1) 特別警戒実施計画

ア 特別警戒区域

イ 特別警戒時期

ウ 特別警戒実施要領

(2) 消防計画

ア 消防分担区域

イ 出動計画

ウ 防護鎮圧計画

効率的な消火を行うため、業務分担を明確にし、周知徹底する。

(3) 資機材整備計画

チェンソー、消火薬剤等消火資機材の拡充を図る。

(4) 啓発運動の推進計画

予防週間等の強化により、山林所有者、従事者、その他遊山等入山者に周知徹底を図る。

(5) 防災訓練の実施計画

地理、水利の状況等を把握し、即応体制の訓練等を行う。

2 森林所有（管理）者への指導

(1) 森林所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行うものとする。

- ア 防火線、防火樹帯の整備及び造林地に防火樹の導入
- イ 自然水利の活用等による防火用水の確保
- ウ 事業地の防火措置の明確化
- エ 火入りに当たっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- オ 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化
- カ 林野火災対策用資機材の整備

3 監視体制の確立

町は、県と一体となって、林野火災防止のため、森林保全推進員、県行造林巡視者等と連携を図り、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発表時においては、町及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底する等万全の対策を推進するものとする。

4 防災思想の普及

町は、関係機関の協力を得て、一般町民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及啓発を図るものとする。なお、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、「火気取り扱い注意の掲示」・「キャンプ地等の指定炊はん場所の設置」等の措置を講ずる。

5 山林、原野等における喫煙の制限

火災が発生するおそれが大であると認める山林、原野等の場所については、区域を指定のうえ喫煙を制限することとする。

6 空中消火

林野火災の発生状況によっては、陸上における消火活動では鎮圧できないことが予想されるため、町は、伊勢市消防本部から県防災航空隊に防災ヘリコプターによる空中消火の実施を要請するほか、陸上自衛隊の支援を受け、空中消火活動を実施することとしている。また、三重県防災資機材備蓄センター（三重県消防学校内）、三重県防災対策部三重県備蓄倉庫（津市東古河町 36）に保管する消火用資機材を、「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」に基づき貸出しを受け林野火災対策に万全を期することとしている。

第 19 節 危険物施設等災害の予防

第 1 項 防災・減災重点目標

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の事故等による災害の発生及び拡大の防止に努める。

第 2 項 対策

1 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに主に次に掲げる災害予防上必要な指導を行う。

(1) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運

転者に対し移送及び運搬並びに取り扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ路上取締りを実施し運転者への直接指導を行う。

(2) 保安教育の実施

消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

2 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

(1) 火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等の把握及び火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に実施できるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

(4) 保安体制の整備、確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と町、消防機関等に対する通報体制を確立する。また、移動タンク貯蔵所の管理者は、運搬時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ運搬経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは、必要に応じ教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

3 L P ガス災害予防対策

L P ガス（以下「ガス」という。）は、町全域で消費されていることから、ガス災害を防止し公共の安全を確保するため、防災関係機関、L P ガス販売事業者及び取扱者（以下「ガス事業者等」という。）並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

(1) 保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者等は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域ごとの保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、町民の安全対策の推進を図る。

(2) 資料の提供

ガス販売事業者は、必要に応じ町、消防機関、警察署及び道路管理者に対しL P ガス供給施設（以下「ガス供給施設」という。）等の資料を提供する。

(3) ガス供給施設の安全対策

ア ガス事業者等は、防災上必要と認める箇所にガス遮断装置を設置する。

イ ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガスが滞留するおそれのある場所に、漏えいした場合、これを検知し、警報する設備を設置するよう努める。

ウ ガス消費者は、ガスの燃焼器具を使用する場所に、ガス漏れ警報器を設置するよう努める。

エ ガス消費者は、安全装置付きガス器具を設置するよう努める。

(4) ガス消費者に対する啓発

防災関係機関、ガス事業者等は、ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、必要な啓発を行う。

第20節 公害対策

第1項 防災・減災重点目標

自然現象又は人為的な原因により、各種貯蔵施設、ばい煙発生施設、排水施設等に災害が発生した場合に被害の拡大防止に努める。

第2項 対策

1 ばい煙発生施設又は指定施設

- (1) 災害発生した場合には、県関係職員を現地に派遣依頼して、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設の被害の状況の把握に努めるものとする。
- (2) 災害発生により、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設に事故が生じた場合には、県を通じその設置者に対し、緊急防災対策をとるよう命ずるとともに、設置者は県、関係機関に報告し、指示を受けるなど関係町民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

2 排水施設又は特定施設

- (1) 災害の発生に伴う事業場等からの有害物質の汚水又は廃液の流出等に対応するため、災害発生の場合には県関係職員を現地に派遣依頼し、排水施設又は特定施設の被害状況の把握に努めるものとする。
- (2) 排水施設又は特定施設に事故が生じたときは、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命ずるとともに、設置者は県、関係機関に報告し、指示を受けるなど、関係町民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

第21節 老朽ため池等の対策

第1項 防災・減災重点目標

町内のため池のほとんどが200～300年も前に築造されたものであり、堤体からの漏水も見受けられ決壊の危険性を有しているため、町は、ため池氾濫を防止する対策を講ずる。

第2項 対策

1 農地の保全対策

町は、農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進する。

2 老朽ため池対策

- (1) 「ため池ハザードマップ」の活用
「ため池ハザードマップ」により、浸水区域や避難場所を事前に把握し、安全な避難等に活用する。
- (2) 町は、ため池一斉点検の判定結果に基づき、優先度の高いものから改修工事を進める。

 **防災重点農業用ため池**（資料編 10 ページ参照）

第 22 節 避難行動要支援者対策

第 1 項 防災・減災重点目標

高齢者、乳幼児や妊産婦、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、傷病者、日本語を十分理解できない外国人は、災害時に自らが適切な行動がとりにくいいため被害を受けやすい。町は、これらの避難行動要支援者の安全確保のため、より一層の対策に努めるものとする。

第 2 項 対策

災害発生時には、高齢者、障がい者などの要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。このため、町、社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 避難行動要支援者名簿の作成

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

- ア 高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
- イ 本人等から申出のあったもの
- ウ 上記以外で町長が必要と認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿情報

避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 血液型
- キ 本人の生活・身体状況、家族等の情報、医療情報
- ク 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者

避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 消防機関
- イ 警察
- ウ 民生委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災会

(4) 名簿に掲載する個人情報の入手

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

(5) 名簿の更新

町民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(6) 名簿提供における情報の管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ 個人情報 の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

2 避難行動要支援者に合わせた対策の実施

(1) 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

災害時避難行動要支援者自身が自らの災害対応能力を高められるよう、それぞれに合わせた防災知識の普及、啓発、防災訓練を行うものとする。

(2) 施設、設備の整備

災害時避難行動要支援者自身の災害対応能力を考慮した緊急通報、避難誘導等の施設、設備の導入及び普及、また避難地、避難路等の防災施設の整備を図るものとする。

(3) 地域ぐるみの体制づくり

災害発生時の、地域ぐるみで災害時避難行動要支援者の安全確保を図るための情報伝達、救助等のきめ細やかな体制づくりを進めるものとする。

ア 避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。

イ 要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

ウ 災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

エ 収容避難所の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

オ 避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図るものとする。

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 まちの防災対策

第1項 防災・減災重点目標

町及び防災関係機関は、災害を未然に防ぎ、災害時の被害を最小限に抑えるため、地域住民の協力と理解を得て、まち（集落）全体の防災対策を推進するとともに、防災空間（避難地、防災活動のための空地等）の整備や避難路の確保等を進める。また、災害危険地域（過去浸水地、土砂災害警戒区域等）について町民に対する周知徹底を図るとともに、必要な対策を推進する。

第2項 対策

1 まちの防災対策の推進

- (1) 町は、まちの防災力の向上を図るため、地域住民の協力を得て、以下の対策を進める。
 - ア 建築物の不燃化や耐震性の向上
 - イ 避難場所に至る避難経路の安全確保対策の推進
 - ウ 倒壊する恐れのある建物・塀、看板・公告物・自動販売機等の改善
 - エ 防災上有効な緑地・樹木の保全
 - オ 一次避難が可能な空地の活用
- (2) 町は、避難地、避難施設を指定するとともに、建物の不燃化や耐震化による安全性の確保に努める。
- (3) 町は、地域の実情に対応して、消火栓、耐震性貯水槽等の消防用設備の整備を促進する。
- (4) 地域住民による水バケツ・消火器等の初期消火体制の充実を図る。
- (5) 町は、自主防災組織による実地防災訓練の実施や家族防災会議の促進を図り、災害時に備えての行動と対策についての啓発を進め、まちの防災力の強化を図る。

2 防災空間の整備と避難路の確保

- (1) 町は、公園緑地、学校、コミュニティ施設等を活用した防災空間の確保を進める。また、避難場所として活用するために必要な環境整備を進める。
- (2) 密集市街地における狭あい道路で避難路として位置づけられるものについては、有効なものになるように地域住民の協力を得て、改善整備に努める。
- (3) 災害時に孤立するおそれのある地域に関しては、県及び防災関係機関との連携により、避難路の確保や緊急輸送活動等の対策を講ずる。

3 災害危険地域の対策

(1) 災害危険地域の周知徹底

「土砂災害ハザードマップ」、「洪水ハザードマップ」、「ため池ハザードマップ」、さらに、広報紙、県等による防災情報提供ネットワークを活用して、災害危険地域について、地域住民への周知徹底を図るとともに、緊急時における情報伝達体制を整備する。

(2) 災害危険地域の防災対策

災害危険地域では、町は県及び防災関係機関と連携し、被害を最小限に食い止められるよう、災害危険地域の現状把握とパトロールを実施するとともに、必要な災害防止事業を推進する。

(3) 住宅密集地の防災対策

住宅密集地等において火災が発生すれば広範な焼失が生じることから、建築物の更新を図りつつ、避難地、避難路、公園等の防災施設が適切に確保された市街地の面的整備を推進し、まちの防火性の向上を図る。

第4章 特定自然災害への備え

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

第1項 防災・減災重点目標

町及び防災関係機関は、局地的大雨や竜巻などに対する、災害時の被害を最小限に抑えるため、地域住民の協力と理解を得て、まち全体の防災対策を推進するとともに、防災空間の整備や避難路の確保等の必要な対策を推進する。

第2項 対策

1 局地的大雨対策

(1) 河川及び道路の適切な維持管理

町管理河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。

町管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占用者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、浸水時危険箇所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常的气象情報の収集に加え、気象庁が提供する「降水短時間予報」や「降水ナウキャスト」等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策活動における活用を検討する。

また、これらの情報の庁内での共有や、町・防災関係機関等への情報伝達体制の整備等について検討する。

(3) 災害危険地域の町民等への情報提供

「土砂災害ハザードマップ」、「洪水ハザードマップ」、「ため池ハザードマップ」、さらに、広報紙、県等による防災情報提供ネットワークを活用して、災害危険地域について、地域住民への周知徹底を図る。

(4) 局地的大雨対策に関する知識の啓発

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、ハザードマップ等を通じて啓発を図る。

(5) 排水機場の整備

局地的な集中豪雨や台風時の人家や農地等への浸水被害を軽減し、安全の確保を図るため、湛水被害を防止する排水機場の整備と維持管理を行う。

(6) 農林業への被害防止

局地的大雨による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

2 竜巻等突風対策

竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻き状の上昇気流で、地上で強い竜巻が発生すると、猛烈な風により短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす場合があることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) 関係機関・町の情報伝達体制の整備

町は、津地方気象台から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を町民及び当該地域に的確に伝達するよう努める。

(2) 竜巻等突風対策に関する知識の啓発

竜巻等突風から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア等を通じて啓発を図る。

(3) 農林業への被害防止

竜巻等突風による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法等について、啓発・普及に努める。

3 雪害対策

(1) ライフライン施設等の機能の確保

ア 水道施設等について、雪害に対する安全性の確保を図る。

イ 信号機、交通情報板等交通管制施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制の整備を図る。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の充実

津地方気象台から、大雪への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を町に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

(3) 高齢者等の要配慮者の住居対策

高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険であったりする場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力による除雪支援や避難誘導を行う体制の整備に努める。

第3部 発災後対策

第1章 災害警戒期からの対策

第1節 台風接近時等の減災対策

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 町の地域に災害発生のおそれがある場合は、町災害対策本部を設置し、災害対策活動を実施する。
- また、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意する。
- 町災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

第2項 対策

1 台風等接近時の準備体制

(1) 準備体制の配備基準

町は、台風や台風に発達すると予想される前線が接近し、町及び周辺地域に影響を及ぼす恐れがある場合、第1配備（準備体制）をとる。

(2) 準備体制の内容

- ア 町は、県及び防災関係機関と協力し、台風接近時における準備体制を確保する。
- イ 町災害対策本部を設置していない段階における準備的対応を進める。
- ウ 台風情報等の収集と伝達に努める。

2 警戒体制への移行

台風等接近に伴い、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町災害対策本部を設置し、第2配備（警戒体制）に移行する。

3 タイムラインの位置づけと内容

(1) タイムラインの位置づけ

- ア 町地域防災計画を補完する行動要領（マニュアル）とする。
- イ 台風を起因とした水害や土砂移動現象等を対象とする。

(2) タイムラインの内容

台風の接近・上陸に伴う洪水（鮎川水位観測所）を対象とした避難指示の発令等に着目したものとする。

☞ 台風の接近・上陸に伴う洪水（鮎川水位観測所）を対象とした避難指示の発令等に着目したタイムライン（資料編 47 ページ参照）

第2節 活動態勢の整備

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 職員は、配備体制に応じて、非常参集し、町災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- 町災害対策本部は災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 町災害対策本部長は、必要に応じ、関係機関に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

第2項 対策

1 活動体制

町域に大雨警報等が発表された場合は、町災害対策本部を設置し、各防災関係機関及

び町域内の公共的団体並びに町民の協力を得て活動する。

(1) 町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

ア 配備基準（参集基準）

イ 組織体制

ウ 組織内の事務分掌

エ 職員動員伝達系統

(2) 県緊急派遣チームとの連携

県災害対策本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

2 応援要請

「第3部 第2章 第3節 応援・受援体制の整備」を参照。

第3項 配備基準

1 配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある非常事態における町職員の配備基準を次に示す。

種別	配備時期（非常事態）	配備内容 （町職員の対応等）
	気象情報（風水害等）	
第1配備 （準備体制）	1 度会町に大雨（雪）・洪水・暴風（雪）警報のいずれかが発表されている場合 2 その他、本部長が必要と認めたとき。	町災害対策本部は準備体制をとる。 配備要員：6名以上 （第1配備表による。）
第2配備 （警戒体制）	1 度会町に大雨（雪）・洪水注意報又は警報及び暴風（雪）警報が発表されている場合 2 その他、本部長が必要と認めたとき。	町災害対策本部は警戒体制をとる。 配備要員：庁舎勤務職員の半数以上（第2配備表による。）
第3配備 （非常体制）	1 度会町に特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）が発表された場合 2 町全域にわたって風水害・その他異常な自然現象・人為的原因による災害に関する甚大な被害が発生又は予想されるときで、本部長が当該配備を必要と認めたとき。	町災害対策本部は非常体制をとる。 配備要員：全職員 （第3配備表による。）

2 町災害対策本部

町災害対策本部は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある災害予防及び災害応急対策活動を強力に推進する必要がある場合、基本法第23条の2の規定に基づき設置する組織であり、その大綱は、度会町災害対策本部設置条例（昭和37年度会町条例第19号）の定めるところによるが、機構及び所掌事務の概要は、次のとおりである。なお、町災害対策本部を設置した場合は、度会町水防本部の活動を包括する。

(1) 町災害対策本部の設置

町災害対策本部は、前項1における配置基準に該当する場合、度会町役場内に設置する。

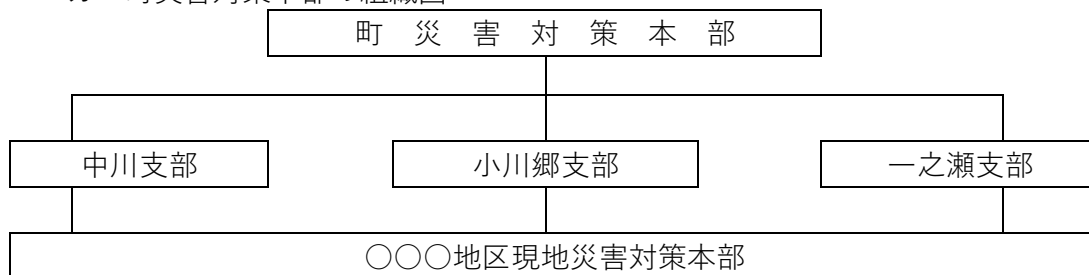
(2) 町災害対策本部の廃止

町長は、町の地域について、災害の発生するおそれがなくなり、災害応急対策がおむね完了したと認めたときは、これを廃止する。

(3) 町災害対策本部組織の概要

ア 町災害対策本部に、本部長、副本部長、班長、副班長及び班員を置く。

- イ 本部長は町長、副本部長は副町長、教育長をもって充てる。
- ウ 町災害対策本部の機構及び所掌事務は、おおむね次のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各部各班の相互応援体制をとる。
- エ 災害警戒・災害発生初動時（おおむね災害発生後 24 時間程度）に職員がとる対応については、職員災害行動マニュアルにより定める。
- オ 本部長不在のときは、副本部長、班長（総務課長、みらい安心課長）の順で本部長の職務を代理する。
- カ 町災害対策本部の組織図



キ 町災害対策本部の構成

町災害対策本部の構成	
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長（教育関係）
班長	総務課長、みらい安心課長
副班長	建設水道課長（建設担当課長・環境水道担当課長）、産業振興課長
班員	町職員 消防団長、副団長、分団長、副分団長 ※自衛隊、消防本部、警察署は、出動要請後に本部との連絡調整のため派遣されてきた職員が本部詰となる。

ク 町災害対策本部各支部の構成

町災害対策本部各支部の構成	
班長	町職員（課長級等）
副班長	町職員
班員	町職員 消防団分団長、副分団長

ケ 第 1 配備（準備体制）構成・所掌事務

（ア） 配備要員 6 名以上（状況に応じて水道班）

（イ） 所轄事務

構 成 員	所 掌 事 項
班長	1 災害対策の全般に関すること（総括） 2 動員に関すること
副班長・班員	1 気象情報の収集 2 被害状況等の情報収集 3 巡視及び警戒 4 県・防災関係機関等への情報伝達・連絡 （発災直後の対応）※発災後は第 2 配備に移行するが、以下の発災直後の対応を行う。 5 第 2 配備動員への連絡 6 発災直後の町民への広報 7 避難誘導 8 町災害対策本部の物品等の準備確認 9 防災用資機材の確保 10 その他

- コ 第2配備（警戒体制）構成・所掌事務
 (ア) 配備要員 庁舎勤務職員の半数以上
 (イ) 所轄事務

本 部	
構 成 員	所 掌 事 項
班長	1 災害対策の全般に関すること（総括） 2 動員に関すること
副班長・班員	1 本部運営（指揮命令伝達、本部会議事務、記録等） 2 動員統制（連絡、動員確認、増員、編成変更、第3配備動員等） 3 町災害対策本部各支部との連絡・調整 4 気象情報の収集及び支部への伝達 5 被害状況等の集約・記録・報告 6 町災害対策本部各支部への巡視及び警戒の指示伝達 7 町災害対策本部各支部への避難対策（避難指示、避難所開設等）の指示伝達 8 県・防災関係機関等への情報伝達・連絡 9 消防署の出動要請、応援要請（自衛隊、県ヘリコプター等） 10 報道対応 11 物資の購入及び出納保管 12 その他

町災害対策本部各支部	
構 成 員	所 掌 事 項
班長	1 町災害対策本部各支部の全般に関すること（総括） 2 本部との連絡・調整 3 本部への応援・増員要請 4 地区自主防災組織、町民等への協力要請
副班長 班員 （情報担当） （町民担当） （避難誘導担当） （応急対策担当）	1 町災害対策本部各支部運営（支部会議事務、記録等） 2 気象情報の収集及び本部への伝達 3 町災害対策本部各支部管轄地区被害状況等の収集・集約・記録及び本部への連絡 4 防災行政無線等による連絡・伝達 5 各区・自治会、自主防災組織役員等への連絡 6 町災害対策本部各支部管轄地区被害状況の調査 7 町民からの問い合わせ、連絡対応 8 町民への周知活動 9 避難対策（避難指示、避難所開設等）の実施 10 避難行動要支援者（名簿作成の場合活用）の避難対応 11 避難所の開設 12 被災者援助 13 災害被害調査、道路、橋梁及び河川堤防等の応急復旧対策 14 その他

水 道 班	
構 成 員	所 掌 事 項
水道班 班長	1 町災害対策本部水道班の全般に関すること（総括） 2 本部との連絡・調整 3 本部への応援・増員要請 4 地区自主防災組織、町民等への協力要請
副班長・班員	1 水道施設の点検 2 応急給水

サ 第3 配備（非常体制）組織・所掌事務

(ア) 配備要員 全職員

班 名	構 成 員	所 掌 事 項	主務課
総務班 【班長】 みらい安心課長 総務課長 議会事務局長	みらい安心課 総務課 議会事務局	1 災害対策の全般に関すること	みらい安心課
		2 本部及び防災会議の運営に関すること	みらい安心課
		3 本部職員の動員及び安否確認に関すること	みらい安心課
		4 県本部への連絡に関すること	みらい安心課
		5 情報の収集及び伝達に関すること	みらい安心課
		6 避難所の開設の指示に関すること	みらい安心課
		7 高齢者等避難、避難指示の伝達及び避難誘導に関すること	みらい安心課
		8 町有車両の配車に関すること	総務課
		9 被災者の救助及び物資の輸送に必要な車両の確保に関すること	総務課
		10 防災行政無線の通信の確保に関すること	みらい安心課
		11 災害用臨時電話等の施設に関すること	総務課
		12 自治体応援職員の受け入れに関すること	総務課
		13 自衛隊の災害派遣要請に関すること	みらい安心課
		14 消防署員の出動要請に関すること	みらい安心課
		15 警察署員の出動要請に関すること	みらい安心課
		16 協定締結等関係機関との連絡及び調整に関すること	みらい安心課
		17 防災ヘリコプターの災害派遣要請に関すること	みらい安心課
		18 災害関係文書・物品の收受配分及び発送に関すること	総務課
		19 町有財産及び営造物の災害対策に関すること	総務課
		20 町有財産の被害調査に関すること	総務課
		21 災害予算等町財政に関すること	総務課
		22 職員の罹災給付に関すること	総務課
		23 重要施策の企画及び総合調整に関すること	みらい安心課
		24 集団移転に関すること	みらい安心課
		25 災害関係の広報に関すること	みらい安心課
		26 報道機関への対応に関すること	みらい安心課
		27 ケーブルテレビ及びホームページに関すること	みらい安心課
		28 携帯電話通信に関すること	みらい安心課
		29 交通状況の把握に関すること	みらい安心課
		30 路線バス及び町営バス等運行に関すること	みらい安心課
		31 消火活動に関すること	みらい安心課
		32 出火防止の広報に関すること	みらい安心課
		33 水防に関すること	みらい安心課
		34 死体の捜索に関すること	みらい安心課
		35 議会災害対策本部の運営に関すること	議会事務局
環境水道班 【班長】 環境水道担当課長	建設水道課 美化 C	1 危険物等の取締りに関すること	建設水道課
		2 死亡獣畜の処理に関すること	建設水道課
		3 塵芥処理及び廃棄物処理に関すること	建設水道課
		4 災害発生時における公害防止に関すること	建設水道課
		5 油流出等汚染に関すること	建設水道課

班 名	構 成 員	所 掌 事 項	主務課
		6 し尿処理に関する事	建設水道課
		7 仮設トイレ・風呂に関する事	建設水道課
		8 水道施設の災害対策に関する事	建設水道課
		9 水道施設の復旧対策に関する事	建設水道課
		10 応急給水に関する事	建設水道課
		11 水質検査に関する事	建設水道課
建設班 【班長】 建設水道課長	建設水道課	1 災害調査及び応急復旧に関する事	建設水道課
		2 町有施設の応急補修に関する指導、調整に関する事	建設水道課
		3 避難所等の建設と応急補修に関する事	建設水道課
		4 道路、橋梁、河川、堤防、砂防等の応急復旧に関する事	建設水道課
		5 応急仮設住宅の建築に関する事	建設水道課
		6 応急資材器具等の調達に関する事	建設水道課
		7 被災者に対する金融機関等の融資に関する事	建設水道課
		8 公営住宅の災害対策等に関する事	建設水道課
農林班 【班長】 産業振興課長	産業振興課	1 農林水産物の被害調査及び応急対策に関する事	産業振興課
		2 事業所・農家等からの食材料調達に関する事	産業振興課
		3 種苗対策に関する事	産業振興課
		4 罹災家畜収容並びに家畜伝染病予防に関する事	産業振興課
		5 治山、林道その他林業その他林業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事	産業振興課
		6 生活改善センター等の災害対策及び被害調査に関する事	産業振興課
		7 町有林の被害調査に関する事	産業振興課
		8 林産物の被害調査及び応急対策に関する事	産業振興課
		9 商工観光関係の災害対策に関する事	産業振興課
		10 被災業者等への金融に関する事	産業振興課
		11 観光客に対する安全対策に関する事	産業振興課
		12 観光施設等の被害調査に関する事	産業振興課
住民福祉班 【班長】 税務住民課長 保健こども課長 長寿福祉課長 出納室長	税務住民課 保健こども課 保育所 地域交流C 子育て支援C 長寿福祉課 出納室	1 災害救助法の適用・調整に関する事	税務住民課
		2 町民の安否に関する事	税務住民課
		3 被災世帯に対する生活保護及び厚生資金に関する事	長寿福祉課
		4 被災者に対する各種保険給付金の早期支払いに関する事	税務住民課
		5 被災者の国民健康保険に関する事	税務住民課
		6 死体の安置・埋火葬に関する事	税務住民課
		7 救護所の開設に関する事	保健こども課
		8 入院治療を要するものの収容に関する事	保健こども課
		9 医薬・衛生品等の供給に関する事	保健こども課
		10 被災地への医療班派遣に関する事	保健こども課
		11 防疫に関する事	保健こども課
		12 災害時要配慮者等の保護に関する事	長寿福祉課

班 名	構 成 員	所 掌 事 項	主 務 課
		13 炊き出し及び食品衛生に関すること	保健こども課
		14 愛玩動物に関すること	保健こども課
		15 災害義援金の募集配分に関すること	税務住民課
		16 弔慰金及び見舞金に関すること	税務住民課
		17 高齢者福祉施設等の災害対策及び被害調査に関すること	長寿福祉課
		18 社会福祉協議会等の連絡調整に関すること	長寿福祉課
		19 ボランティアの受け入れに関すること	長寿福祉課
		20 救援物資の受け入れ並びに配分に関すること	長寿福祉課
		21 児童福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること	保健こども課
		22 被災園児の避難及び保育に関すること	保健こども課
		23 被災園児の保健管理に関すること	保健こども課
		24 災害時に必要な物品の出納に関すること	出納室
		25 一般住宅家屋の被害調査に関すること	税務住民課
		26 罹災証明に関すること	税務住民課
		27 被災による徴税の減免に関すること	税務住民課
教育班 【班長】 教育委員会事務局	教育委員会事務局 小・中学校 中央公民館	1 学校施設並びに教育委員会所管の施設の災害対策及び被害調査に関すること	教育委員会事務局
		2 被災生徒児童の避難及び授業に関すること	教育委員会事務局
		3 被災生徒児童の保健管理に関すること	教育委員会事務局
		4 被害救助用教科書の支給に関すること	教育委員会事務局
		5 災害時における学校給食の対策に関すること	教育委員会事務局
		6 社会体育・教育施設の災害対策に関すること	教育委員会事務局
		7 文化財の災害対策及び被害調査に関すること	教育委員会事務局
		8 教職員の災害対策のための動員に関すること	教育委員会事務局

(注1) 各班は、本分担任務によるほか余裕のあるときは、必要に応じ他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

(注2) 分担の明確でない対策は、本部長の定める班において担任するものとする。

(4) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の設置

被害が局地的であり、かつ重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置することができる。

イ 現地災害対策本部の活動

現地災害対策本部は、現地の直接的な対策の実施に当たるものとする。現地連絡所長は本部長が指名し、関係各班等より地区連絡員を派遣する。現地連絡所長及び地区連絡員は、気象予警報、避難指示等の住民の連絡、被害状況その他防災全般について地元区長と調整し、町災害対策本部と連絡を密にする。

3 防災関係民間団体の協力

町は、その所掌事務に関係する民間団体等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

第3節 災害対策要員の確保

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 災害応急対策活動を行うのに必要な人員を把握し、災害応急活動を確実にするために、災害応急対策要員を動員し、配備する。

第2項 対策

1 町災害対策本部要員の確保

(1) 動員、配備の方法

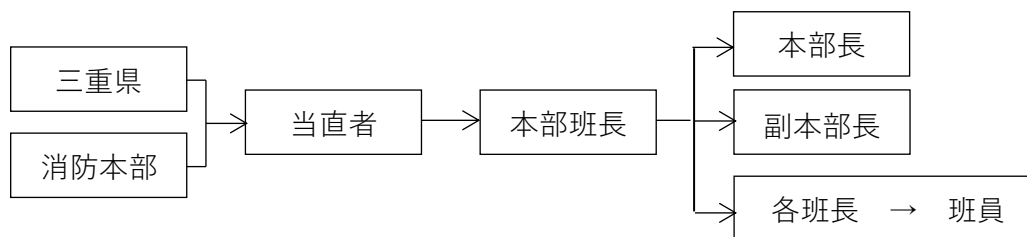
平常時から、動員対策要員を指定し、ローテーションを含めた 24 時間即応可能な配備体制を整備する。本部長が決定した配備体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

ア 勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、副本部長→各班長→各班員の経路で伝達するとともに必要に応じて庁内放送を通じて速やかに伝達する。

イ 勤務時間外の場合

- (ア) 休日、夜間等の勤務時間外において、当直者は、災害発生のおそれのある気象情報、異常現象などが通報され、又は災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるときは、次のとおり非常伝達する。また、副本部長は所属班長を招集し、配備体制下の班員の動員を行う。



- (イ) 勤務時間外における配備指令の伝達は、電話、防災行政無線又は急使のうち最も敏速に行える方法による。

- (ウ) 各班長は、所属の各班員を円滑に招集するため、それぞれの班において実情に即した連絡方法を定めておくものとする。

ウ 配備報告

各班長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告するものとする。

2 他への応援要請

(1) 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

本部長は、災害応急対策を実施するに当たり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

ア 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、指定地方行政機関に対して文書で行う。

イ 国の職員の派遣あっせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを都道府県知事に対して求める場合は、基本法第 30 条の規定に基づき、文書で行う。

ウ 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請各協定書の規定に基づき、職員の派

遣要請を行う。

エ その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づいて行う。

(2) 従事命令等

基本法第 71 条第 2 項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、本部長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、本部長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

(3) 受援状況のとりまとめ

応援職員の受入数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。

第 4 節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保

【主担当：総務班】

第 1 項 活動方針

- 気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に把握するとともに、町内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する。
- 台風・気象情報等を町その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

第 2 項 対策

1 警報、注意報の種類と発表の基準

(1) 気象注意報、警報等

気象業務法に基づき津地方気象台が発表する。

ア 三重県における警報の基準

令和 6 年 5 月 23 日 現在
発表官署 津地方気象台

度会町	府県予報区		三重県	
	一次細分区分		南部	
	市町村等をまとめた地域		伊勢志摩	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	33
		土砂災害	土壌雨量指数基準	181
	洪水		流域雨量指数基準	宮川流域=79.4
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	－
	高潮		潮位	－
注意報	大雨		表面雨量指数基準	12
			土砂雨量指数基準	83
	洪水		流域雨量指数基準	宮川流域=63.5
			複合基準	宮川流域= (10, 50.8)
			指定河川洪水予報による基準	－

強風	平均風速	13m/s
風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm
波浪	有義波高	－
高潮	潮位	－
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	－	
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
なだれ	－	
低温	冬期：最低気温－5℃以下	
霜	晩霜期に最低気温3℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	120mm

< 参考 >

表面雨量指数： 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数。

土壌雨量指数： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。

流域雨量指数： 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

複 合 基 準： （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値。

2 気象警報等の伝達

(1) 大雨・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統（津波警報を除く。）

津地方気象台から発表される大雨・洪水・高潮・波浪等に関する防災気象情報の伝達系統は、次のとおりとし、迅速かつ正確に行うものとする。

(2) 水防時の連絡活動系統

水防時の連絡活動系統については、「第3部 第1章 第7節 水防活動」による。

3 被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に避難行動要支援者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、町民の避難状況の収集に努める。

(2) 被害情報等の報告

防災情報システムを通じて県災害対策本部にその状況等を報告するが、連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

《消防庁への連絡先》

平日9:30～17:45の場合

N T T 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
T E L 03-5253-7527	T E L 7527	T E L 87-048-500-7527
F A X 03-5253-7537	F A X 7537	F A X 87-048-500-7537

夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

N T T 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
T E L 03-5253-7777	T E L 7782	T E L 87-048-500-7782
F A X 03-5253-7553	F A X 7789	F A X 87-048-500-7789

(3) 緊急派遣チーム等との連携

県災害対策本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

第5節 避難対策活動

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 安全な場所へ町民を移動し、町民の安全を確保する。
- 避難者の一時的な生活を確保する。
- 避難生活を適切に支援する。

第2項 対策

1 避難指示等

洪水・浸水、土砂崩れ等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合、土砂災害防止法第31条に基づく土砂災害緊急情報が通知され人命の危険が予測される場合、その他町民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示等を行う。この場合、町長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

また、必要に応じて高齢者等避難を伝達し、避難行動要支援者をはじめとする適切な避難誘導を実施する。その際、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。(基本法第56条)

さらに、降雨などによる二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の撤去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が警戒避難しうよう、周知のため必要な措置を講じるものとする。

(1) 町長の指示（災害種別の限定なし）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、町長は立ち退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立ち退きを指示するものとする。

この場合、町長は、速やかにその旨を知事に報告するものとする。(基本法第60条)

(2) 水防管理者の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立ち退きを指示するものとする。(水防法第29条)

水防管理者が上記指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。(水防法第29条)

(3) 高齢者等避難の内容

一般町民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を必要に応じて伝達する。(基本法第56条)

(4) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難場所
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

- (5) 避難指示等にかかる町長不在時の対応
町長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。
- (6) 避難指示等の解除
町長は、〔警戒レベル4〕避難指示、又は〔警戒レベル5〕緊急安全確保の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

2 避難指示等の町民等への伝達

- (1) 関係機関の連携体制の構築
水防管理者が上記指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。(水防法第29条)
- (2) 避難指示等の町民等への伝達
 - ア 町民への伝達方法等
避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。
 - (ア) 防災行政無線による周知
 - (イ) 通信事業者の提供する緊急速報メールサービス
 - (ウ) 県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知
避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。
 - (エ) 放送等による周知
避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。
 - (オ) 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する要配慮者等への避難情報
- (3) 避難指示等の信号
災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号は、次によるものとする。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1分 5秒	1分 5秒	1分 5秒

- (4) 避難場所・避難所への避難誘導
避難場所への避難誘導においては、各地域の避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等での避難を誘導する。
 - ア 避難の順序
避難場所から避難所への誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先して行う。
なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿等を使用して行うものとし、作成していない場合は、民生委員や地域住民、社会福祉施設等と連携して情報を収集し、避難誘導を行う。
 - イ 移送の方法
避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。
 - ウ 広域災害による大規模移送
被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、町において措置できないときは、県災害対策本部に避難者移送の要請をする。
また、事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

エ 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難に当たっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

3 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

ア あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その充足状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借上げるなど多様な避難所の確保に努める。

イ 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、降雨等による宅地地盤・擁壁等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

(4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理に当たっては、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布に当たっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。また、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。

エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

オ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。

カ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等をあっせんする等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

キ 帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、早期の帰宅の促進を検討する。

ク ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

ケ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや1人当たりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

4 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

5 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援にかかる関係機関、関係者等協力を求め、避難行動要支援者名簿を活用するなどして発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、生活環境の確保を図る。

(3) 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

6 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

7 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。また、国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、多言語での情報提供、相談等の実施に努める。

8 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定の内容

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立ち入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の町民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(2) 実施者

ア 町長、町職員（基本法第63条）

- イ 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第 21 条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）
- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は要求された場合）
- オ 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第 63 条第 3 項）（町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(3) 町民等への周知

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示等と同様、関係機関及び町民に対してその内容を周知する。

9 福祉避難所の開設

町は、避難所開設時には、環境衛生の確保や健康状態の把握、情報の提供等について避難行動要支援者には十分配慮するものとする。

なお、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については設備の整った社会福祉施設等に入所を依頼して保護する。

当該施設への入所が困難な場合は、次の施設を福祉避難所として開設し、要援護者を受け入れるものとする。

避難行動要支援者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書締結施設

施設名	所在地	電話番号
度会町地域福祉センター本所	度会町棚橋 1202	0596-62-1117
度会町地域福祉センター之瀬支所	度会町南中村 1956	0596-65-0266
特別養護老人ホームかりん	度会町田間 319-18	0596-62-3300
小規模多機能型居宅介護わたらい	度会町麻加江 516-1	0596-64-1010
グループホームわたらい	度会町麻加江 516-1	0596-64-1010
指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームわたらい緑清苑	度会町棚橋 1202	0596-62-2200
指定障害者支援施設・指定生活介護事業所宮の里ミタスメモリアルホーム	玉城町宮古 728-18	0596-58-5030

10 避難施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

第 6 節 消防活動

【主担当：総務班】

第 1 項 活動方針

- 自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 困難な状況下（気象条件、現場条件）での活動となるため、活動現場に応じた、適切な重機や資機材を調達する（排水ポンプ車、照明車、ボートなど）。

第 2 項 対策

1 消防活動の実施及び調整

(1) 消防活動の実施

町は、消防機関及び消防団等市町の保有するすべての機能を発揮し、消防活動を実施する。

(2) 協定に基づく応援要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災害対策本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

町からの要請又は県からの指示があった市町は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

2 活動拠点等の確保

海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

3 重機・資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

4 惨事ストレス対策

消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

5 林野火災空中消火活動

(1) 空中消火の実施

市町長等は、市町地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講ずるものとする。

ア 初動体制

(ア) 災害情報等の報告

市町長等は、市町地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を報告する。

(イ) 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定に当たっては、火災現場近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所(ヘリポート)の設定については、「第3部 第2章 第1節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定める所要の措置をとる。

(ウ) 火災現場付近の状況把握

a 空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておくこと。

b 危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておくこと。

(エ) 資機材の確保

他の自治体、関係機関の保存状況を掌握し、補給できる体制を整えておく。

また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

(オ) 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡を取り、先導等の措置をとる。

イ 空中消火活動

(ア) 現場指揮本部における任務

- a 上方の総括…空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。
 - b 空中・地上各消火隊の活動統制…消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し、関係機関との連絡調整を行う。
- (イ) 作業手順及び作業内容
消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関との事前打合せを行い消火活動する。
- ウ 派遣要請
 - (ア) 県防災ヘリコプターの派遣要請
市町長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。
応援を要請する場合は「第3部 第2章 第2節 ヘリコプターの活用」の手続きにより行う。
- エ 報告
市町は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県に報告する。
報告事項
 - (ア) 林野火災の場所
 - (イ) 林野火災焼失(損)面積
 - (ウ) 災害派遣を要請した市町名
 - (エ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
 - (オ) 散布回数(機種別)
 - (カ) 散布効果
 - (キ) 地上支援の概要
 - (ク) その他必要事項
- 6 資機材の調達等
 - (1) 消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
 - (2) 必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行うものとする。

第7節 水防活動

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 台風・大雨時等の河川、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 対策

1 水防組織

水防管理者（町長）は、洪水等による危険が予想されるときは、災害に即応できる有効適切な水防組織を確立し、危険箇所等を巡視させ、状況報告をさせるとともに、対策に万全を図るものとする。

- (1) 町は、「第3部 第1章 第2節 活動態勢の整備」に定める組織（町災害対策本部）を確立し、水防活動に当たるものとする。
- (2) 消防団が水防団を兼ねるものとする。
- (3) その他各分団で措置ができなければ、地域住民の応援を求める。

2 災害発生直前の対策

水防管理者は、水防計画に基づき河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について水防活動を実施する。

また、河川管理者及び農業用用水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

さらに、水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に避難行動要支援者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じるものとする。

3 監視、警戒体制

(1) 巡視

水防管理者又は水防団長（消防団長）は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防法第9条に基づき常に区域内の河川・堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに県水防支部（伊勢建設事務所）に報告する。なお、次の事項については特に整備・点検等に留意し、緊急の事態に備える。

ア 角落し材の保管状況確認

イ 用水頭首工の門扉の点検

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防警報が発表された場合、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、現在工事中の箇所その他特に重要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに水防作業を開始するとともに県水防支部、伊勢警察署、その他関係機関に通報するとともに、水防活動を開始する。

ア 裏法の水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ

イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ

ウ 天瑞の亀裂又は沈下

エ 護岸の越水状況

オ 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異常

(3) ため池等の操作

ため池等の管理者（操作責任者を含む。）は、警報の発表を知り、又は気象等の状況の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。また、管理者は毎年出水期に先立ち門扉の操作について支障のないよう点検整備を行わなければならない。

4 水防活動

(1) 活動時期及び活動内容

ア 常に町内の河川、堤防を巡視する。

イ 気象に関する警報が発表された場合は速やかに連絡員を置き、関係機関との連絡を密にするとともに、水位、流量等の諸情報を収集して県水防支部及びその他関係機関に報告する。

ウ 水防管理者は、次の段階に従って水防団を出動させ、水防活動に万全を期する。

(ア) 水防第1信号

水防警報が発令されたとき、警戒水位に達したとき、又は亀裂、沈下等、堤防の異常が発見されたときは、出動準備をなし、水防団を待機させるとともに、町民に町防災行政無線等により周知を図る。

(イ) 水防第2信号

亀裂、沈下等、堤防の異常により水害の発生が予測されるとき、又は警戒水位を超え、なお増水のおそれがあるときは、水防管理者は、状況をよく判断のうえ、水防団長を通じて団員を出動させ、水防作業を開始する。

(ウ) 水防第3信号

水防法第17条により更に必要があるときは、区域内の居住者を出動させ、水

防作業に従事させることができる。

(エ) 水防第4信号

堤防が著しく危険にさらされ、決壊、氾濫等が予想される場合は、県水防支部、警察署長に通知のうえ、避難のための立ち退きを指示する。

(2) 応援要請

ア 水防管理者は、緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体及び消防機関の出動を要請し、又は伊勢警察署の協力を要請することができる。

イ 自衛隊の救援を必要とするときは、「第3部 第2章 第1節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定めるところにより派遣を要請するものとする。

5 水防解除

(1) 水防解除は、県水防本部長又は県水防支部長が命ずる

(2) 水防管理者は、水位が警戒水位を下がり、水防活動の必要を認めないと判断した場合は、県水防支部長に協議し、水防解除の指示を受けたうえで水防団、消防機関又は他の協力者に出動を解除させるとともに、口頭伝達、防災行政無線等により町民に周知を図る。

6 水防報告

(1) 水防活動の報告

水防管理者は、次の場合、その概要を県水防支部に報告しなければならない。

ア 警戒水位に達し、また、それ以外に水防団が出動したとき。

イ 水防作業に従事したとき。

ウ 堤防、こう門、又は角落し等に異常を発見したとき。

(2) 水防解除の報告

水防管理者が水防解除を命じたときは、一般に周知するとともに県水防支部にその旨を直ちに報告しなければならない。

(3) 水防てん末報告

水防管理者は、水防終結後、直ちに県水防支部に水防てん末を報告しなければならない。

7 水防資機材

(1) 水防資機材の整備補充

町は、必要な水防資機材を随時整備補充するものとする。不足が生じたときは、県水防支部長に連絡し、県の水防資機材の供給を受けるほか、県水防本部の指示により、業者から調達するものとする。

(2) 水防資機材の輸送

水防資機材の輸送は、町有車両及び各消防団所属車両をもって輸送に当たり、なおこれで不足の時は民間より借上げ、輸送に万全を期する措置を講ずるものとする。

8 公用負担

水防のため緊急の必要のあるときは、水防管理者又は水防団長は、水防のための必要な土地を一部使用し、車その他の運搬具、器具等を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

9 応急復旧

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等はでき得る限り被害の増大を防止するよう努めるとともに、早期の応急復旧に努める。

第8節 流木の防止

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 町は、貯木場等に所在する木材が洪水又は土石流等により流出した場合の二次災害を防止する。

第2項 対策

1 流木に対する措置

- (1) 木材の所有者、管理者、占有者は、貯木場等の木材流出防止対策を講じるとともに、被災して自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。
- (2) 河川流域内に漂流する流木については、河川管理者及び町は、その所有者に直ちに除去させ、所有者不明の場合は、河川管理者又は町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。
- (3) たん水又は浸水地域に漂流する流木については、伊勢警察署及び町が2に準じた措置をとる。

2 河川管理者との連絡体制

町は、国・県等の関係機関と流木等の状況及び処理について連絡・調整できる体制を整え、連絡方法は防災行政無線及び電話とする。

第2章 応援要請等に関する計画

第1節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

第2項 対策

1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、地域活性化局長等を経由し、別紙1により、知事へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長はその旨及び当該市町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

2 派遣部隊の受入体制

町は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 町民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

3 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の町が協議して負担区分を決める。

4 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙2により、知事へ撤収要請を行う。

(別紙 1) 災害派遣要請書(知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町長)



自衛隊の災害派遣要求について

災害を防除するため、自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)

派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 派遣を希望する活動内容

(3) 連絡場所及び連絡者

4 その他参考となすべき事項

(別紙 2) 撤収要請書(知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町長)

印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第 83 条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

5 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取り扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続き及びその受け入れのためのヘリポートの取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 航空機派遣要請の受入準備

ア 派遣要請を行う場合は、上記の要請手続きによるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料編に記載されているヘリポートを使用する。）、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県に連絡を行うこと。

イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹き流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10 メートルのⓂ印を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。

エ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点 15 メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。

オ 着陸場と町役場及びその他要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

 **ヘリポート一覧表（資料編 15 ページ参照）**

(2) ヘリポートの取り扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県にその概要（略図添付）を報告すること。

ア 面積を変更した場合

イ 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合

オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

設定に当たっては次の事項に注意すること。

(ア) ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約 12 度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。

(イ) 地面は堅固で傾斜 9 度以内であること。

(ウ) 四方に仰角 9 度（OH-6 の場合は 12 度）以上の障害物がないこと。

(エ) 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹き流し又は旗を立てること。

吹き流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。

(オ) 着陸地点には石灰等を用いて、○H の記号を標示して着陸中心を示すこと。

(カ) 物資をたくさん輸送する場合は、搭載料を超過しないよう重量計を準備すること。

(キ) 大型車両等が進入できること。

(ク) 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m 以上）、水利（100 t 以上）を考慮すること。

(ケ) ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。

第 2 節 ヘリコプターの活用

【主担当：総務班】

第 1 項 活動方針

- 風水害の発生により、町内で甚大な被害が発生し、災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出、救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 対策

1 県防災ヘリコプターの応援要請

町長等（消防の一部事務組合管理者を含む。）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合でヘリコプターによる活動が必要と認められる場合、「三重県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

＜ 緊急応援要請連絡先 ＞

防災対策部消防・保安課 防災航空班 TEL 059-235-2558（緊急専用回線）

FAX 059-235-2557

2 県防災ヘリコプターの活動内容

県防災ヘリコプターの特性を十分活用することで、その必要性が認められる場合に運用する。ヘリコプターの運用に当たっては、要請の優先度を判断したうえで決定することとし、複数のヘリコプターを運用する場合には、その役割分担について調整を行う。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 災害応急対策活動要員、資機材の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 救援物資等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に県防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

3 受入体制の構築

町は、ヘリコプターの運航が安全かつ確実にできるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受入体制を整える。

第3節 応援・受援体制の整備

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するに当たり、災害対策要員が不足する場合には、職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求め、要員を確保する
- 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第2項 対策

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策を実施するに当たり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

- (1) 国の職員の派遣要請
指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、指定地方行政機関に対して文書で行う。
- (2) 国の職員の派遣あつせんの求め
指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを県知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。
- (3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請
各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。
- (4) その他の地方公共団体職員の派遣要請
その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づ

いて行う。

2 従事命令等

基本法第 71 条第 2 項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。なお、町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

3 受援状況のとりまとめ

応援職員の受入数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。

第3章 災害発生後の対策

第1節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 災害が発生した場合、速やかに情報を収集するとともに、その情報を分析し、災害対策活動方針を検討する。
- 町民に対し、速やかに正確な災害情報等を提供するための広報体制を整え、運用する。

第2項 対策

1 災害情報の報告

(1) 被害情報の収集・報告

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに地方部を通じ、県災害対策本部へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、通信の途絶等により県災害対策本部に連絡できない場合は、町から直接、消防庁へ連絡する。

(2) 応急対策活動情報の報告

町は、災害発生に伴い実施する応急対策の活動状況を、地方部を通じて県災害対策本部へ報告する。

2 町民への広報・広聴

以下に掲げる町民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなど、的確な情報の提供に努める。

【広報内容】

- ア 災害の発生状況
- イ 災害による被害の状況
- ウ 気象状況
- エ 町災害対策本部に関する情報
- オ 救助・救出に関する情報
- カ 避難に関する情報
- キ 被災者の安否に関する情報
- ク 二次災害危険性に関する情報
- ケ 主要道路状況
- コ 公共交通機関の状況
- サ ライフラインの状況
- シ 医療機関及び救護所等の状況
- ス 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- セ 公共土木施設状況
- ソ 防疫・衛生に関する情報
- タ 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- チ ボランティア及び支援に関する情報
- ツ 住宅に関する情報

上記の広報に当たっては、文字放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

町長が報道機関(ケーブルテレビを除く。)による放送を必要とする場合は、原則とし

て知事を通じて依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。また、避難情報等に関しては、Ｌアラート（災害時情報共有システム）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

3 町民対応窓口の設置

町民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、町民対応窓口を設置する。

第2節 通信機能の確保

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保に当たる。

第2項 対策

1 通信手段の確保

町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、警戒レベルを付された避難指示等の重要な情報を町民に伝達するため、町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、メール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災害対策本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災害対策本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る

3 通信手段の利用方法等

(1) 町防災行政無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び被害状況を把握するため町防災行政無線（同報系：こうほうわたらい、移動系：ぎょうせいわたらい）を活用する。

「第2部 第2章 第5節 通信施設の災害予防」参照

 **移動系及び同報系の防災行政無線の現況** （資料編 18～21 ページ参照）

(2) 電話による通話

「非常通話・緊急通話」は「102 番」にダイヤルして利用する。いずれも他の交換手扱い通話に優先して接続される。

(3) 電報による通信

ア 「非常扱いの電報」

非常災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

イ 「緊急扱いの電報」

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

- (4) アマチュア局による非常通信
災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、アマチュア局による非常通信を利用して通信するものとする。
- (5) 防災相互通信用無線による通信
防災に関する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。
- (6) 県防災行政無線による通信
災害時において県、地域活性化局等の各防災関係機関は、相互に無線電話及びファクシミリを利用して、広く正確な情報交換を行う。
- (7) 消防無線による通信
消防機関を通じて通報するものとするが、この場合あらかじめ、通信設備の使用の承認を得るものとする。
- (8) 孤立防止対策用衛星電話による通信
通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するため N T T が防災関係機関(市町村等)に設置している孤立防止対策用衛星電話を通じて通報するものとする。
- (9) 無線車の事前配置
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告並びに県災害対策本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。
- (10) 公共放送の活用
基本法第 55 条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には「災害時における放送要請に関する協定書」により、公共放送の活用を行う。
- (11) インターネット・パソコン通信の活用
常に情報の交換が可能である特性を生かし、町内の状況を発信できるよう入力し、他自治体の発信情報についても極力利用することとする。

第3節 ボランティア活動の支援

【主担当：住民福祉班、総務班】

第1項 活動方針

- みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
- 災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つ NPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な NPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。

第2項 対策

1 みえ災害ボランティア支援センターの設置

県では大規模災害発生時に地域内外からボランティア（一般、専門職）を円滑に受け入れるために被災地域内外に、原則として地方部単位の広域で、「みえ災害ボランティア支援センター」を設置する。

町は、被災状況等から町域内にボランティアニーズがある場合は、「度会町災害ボランティアセンター」を設置し、「みえ災害ボランティア支援センター」との連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 構成機関

南勢志摩地方部（救援対策部門）、町災害対策本部、日赤救護ボランティア、町社会福祉協議会及び地域内外のボランティア等が相互協力のうえ、一体となって行う。

(2) みえ災害ボランティア支援センターの機能

災害救援ボランティア活動に関する県内の一元的な情報センターとして機能する。
また、市町単位の現地災害ボランティアセンターの設置状況に応じ、これらのセンターに対しての情報提供や、センター間の広域的なコーディネート、人員配置、対外的な広報活動等の後方支援活動を行う。

- ア ボランティアのコーディネート
- イ ボランティアの活動支援
- ウ 関係機関との連携等
- エ その他ボランティア活動に関する庶務

(3) 度会町災害ボランティアセンター機能

被災状況等から町域内にボランティアニーズがある場合は、度会町地域福祉センターを現地災害ボランティアセンターとして設置する。

- ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- イ 「みえ災害ボランティア支援センター」との連絡調整
- ウ ボランティア受け入れ、被災地での活動の支援
- エ その他ボランティア活動に関する庶務

第4節 救助・救急活動

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 困難な状況下（気象条件、現場条件）での活動となるため、活動現場に応じた、適切な重機や資機材を調達する（排水ポンプ車、照明車、ボートなど）。

第2項 対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

(1) 救助・救急活動の実施

町は、消防機関及び消防団等町の保有するすべての機能を発揮し、救助・救急活動を実施する。

(2) 協定に基づく応援要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災害対策本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 協定に基づく応援要請

町からの要請又は県からの指示があった市町は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する

(4) 救助・救急活動の調整

町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合で、県や他の市町村へ応援要請を行ったときは、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整に当たる。

- 2 活動拠点の確保
町は、県と連携して警察、消防、自衛隊等の応援部隊やその他の救助活動に必要な施設、空地等を確保する。
- 3 重機・資機材の調達等
必要に応じ、民間からの協力等により重機・資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。
- 4 惨事ストレス対策
救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第5節 医療・救護活動

【主担当：住民福祉班】

第1項 活動方針

- 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等を中心として医療・救護活動に当たり、人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者支援を踏まえた、医療・保健・福祉の連携を図る。

第2項 対策

1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

2 医療・救護活動

(1) 救護所の設置

町長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行い、災害拠点病院や伊勢地区医師会へ医師や医療救護班の派遣を要請する。

町民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

なお、救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設することもある。

(2) 医療救護班の派遣による実施

ア 医療救護班の派遣要請

発災後2日から1週間程度を過ぎても災害医療体制を継続する必要がある場合に、町長は、医療救護班の編成協力機関に派遣を要請する。

イ その他

町長は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

(3) 医療機関による実施

町長は、救護所の設置若しくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

(4) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は町長から要請のあったとき若しくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第3部 第3章 第11節 緊急の輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、町長は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事

に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

3 医療施設の応急復旧

(1) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

(2) 応急復旧用物資の優先供給

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼する。特に人工透析には大量の水が必要なことを認識し、透析施設への優先的な給水を行う。

第6節 災害警備活動

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。
- 県警察（伊勢警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。
- 町民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2項 対策

1 警察の行う対策

災害時における警察の警備対策の具体的な運用については、「三重県警察災害警備計画」によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 警備体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察体制の種別等に応じて、県本部及び署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

ア 災害警備本部の設置

災害警備実施全般を総括するため、県警察本部に「三重県警察災害警備本部」を、災害地を管轄する伊勢警察署には「伊勢警察署災害警備本部」を設置する。

イ 警備部隊の編成

県警察本部員及び警察署員をもって災害警備部隊を編成する。なお、他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法第 60 条の規定に基づいて、県公安委員会から要請する。

(2) 実施事項

- ア 情報の収集・連絡
- イ 救出救護等
- ウ 避難誘導等
- エ 身元確認等
- オ 二次災害の防止
- カ 危険箇所等における避難誘導等の措置
- キ 社会秩序の維持
- ク 緊急交通路の確保
- ケ 被災者等への情報伝達
- コ 報道対策
- サ 情報管理システムに関する措置
- シ 関係機関との相互連携
- ス 自発的支援の受け入れ

2 町の行う対策

(1) 町民への呼びかけ

町は、災害広報活動を通じて、被害等の状況や応急・復旧に関する正確な情報を町民に伝えることにより、人心の安定を図るとともに、秩序ある行動をとるように呼びかける。

(2) 各地区における巡視等

町は、伊勢警察署の警備体制に協力するために必要と認められる場合、消防団、自主防災組織による各地区における巡視等の協力を要請する。

第7節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当：建設班】

第1項 活動方針

- 道路災害等による二次災害防止措置を適切に講じるとともに、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

第2項 対策

1 交通規制

(1) 交通規制の実施責任者

道路交通制限は、道路管理者及び県警察が実施する権限を有するもので、災害時は、道路の安全と緊急輸送道路を確保するため、速やかに必要な規制を行うものとする。

(2) 道路パトロール時における緊急時の措置

ア 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険の防止を図るための障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

イ 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設事務所にその状況を報告し、指示を受け、通行規制等を実施する。

ウ 町民等への周知

前記の災害が付近の町民又は他の施設に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに町民又は他の施設管理者に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

2 緊急輸送道路等の確保

被災者及び救助・救急要員等の輸送あるいは災害応急対策用物資及び資材の運搬等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路等の確保を図る。

(1) 道路啓開方針の策定及びそれに基づく実施

緊急輸送道路等が障害物等により安全に通行できない場合は、道路啓開方針を決定し、それに基づき建設業協会等関係機関と協力し道路啓開を実施する。

(2) 災害時における車両の移動

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、以下の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

3 路上放置車両等に対する措置

(1) 警察官の措置

基本法第76条第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施さ

れた区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がいなかったため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

(2) 消防職員の措置

消防職員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、(1)の警察官の取る措置を行うことができる。ただし、消防職員の取った措置については、直ちに伊勢警察署長に通知しなければならない。

(3) 災害派遣部隊の自衛官の措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、(1)の警察官の取る措置を行うことができる。ただし、自衛官の取った措置については、直ちに伊勢警察署長に通知しなければならない。

4 緊急通行車両の確認

(1) 事前届出制度

ア 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。

イ 事前届出についての事務は、伊勢警察署交通課が受付し、警察本部交通規制課において行われる。

(2) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 車両の使用者の申請により、公安委員会は当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

イ 上記により確認した場合は、公安委員会は、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

ウ 標章は当該車両の前面の見やすい部位に掲示するものとする。

(3) 緊急通行車両の確認の取り扱い

緊急通行車両の確認事務については、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署及び災害時に設置される交通検問所又は知事部局において取り扱われる。

5 道路、橋梁等の応急措置

(1) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

(2) 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。

第8節 危険物施設等の保全

【主担当：総務班、環境水道班】

第1項 活動方針

- 危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設等の二次災害を防止する。

第2項 対策

1 施設責任者のとるべき措置

(1) 危険物製造所等

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる（消防法第12条の3）。

(2) ガス施設等

ア 災害発生防止の緊急措置

- (ア) 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請（基本法第58条）
- (イ) 警戒区域を設定し、立入制限、禁止及び退去（同法第63条）
- (ウ) 応急公用負担行為（障害物除去等必要な措置。同法第64条）

イ 災害応急対策

(ア) 発見、通報と住民の安全

警察官は、災害における危険時に、ガス事務所、高圧ガス製造所、販売所、貯蔵所等の事業主から届出を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保するものとする。

(イ) 火気規制、立入規制

ガス事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入規制について、住民に周知徹底させる。

ウ 避難の指示及び場所

危険のおそれのある場合に区域内住民に避難すべき理由を周知させ、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導するものとする。

(3) 毒物劇物施設

毒物劇物施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるので、これに対する応急対策は本計画によるものとする。

ア 危害防止に必要な措置

毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、伊勢保健所、伊勢警察署又は消防本部に届出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。

イ 県との連携

町は、県（保健福祉事務所）と密接な連絡をとり、住民に対する広報汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する等万全を期するものとする。

ウ 防災関係機関のとるべき措置

施設の責任者及び町、伊勢警察署等の防災関係機関は、必要に応じ次の措置をとるものとする。

- (ア) 毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のための危険区域及び立入禁止区域の設定

- (イ) 交通の遮断、避難、広報の実施
- (ウ) 中和剤等の使用による毒物、劇物の危険除去
- (4) 放射性物質施設
放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画によるものとする。
- ア 事故発生時の通報
放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委任された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報するものとする。
 - (ア) 伊勢保健所
 - (イ) 伊勢警察署
 - (ウ) 伊勢市消防本部又は伊勢市消防署度会出張所
 - (エ) 町役場
- イ 応急措置
事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生 of 通報を受けた所轄保健所及び警察署は、相互に緊密な連絡のもとに次の応急措置を実施するものとする。
 - (ア) 住民に対する広報
 - (イ) 汚染区域の拡大防止措置
 - (ウ) 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
 - (エ) 避難指示及び勧告
 - (オ) 被ばく者の救出及び救護
 - (カ) 飲料水汚染地域の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区機関への連絡
 - (キ) 輸送中の事故にあっては、販売業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第9節 公共施設・ライフライン施設応急対策

【主担当：建設班、農林班、環境水道班】

第1項 活動方針

- 住民の生命・身体を保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで、二次災害を防止する。
- 水道、電気施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。
- 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 対策

1 道路、橋梁にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

緊急輸送道路を最優先とし、更に災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や地域住民の生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2) 通行障害発生時の応急対策

大雨等により道路冠水や法面崩落等の通行障害が生じた場合は、速やかに通行止め等による二次災害防止措置を講じる。

2 土砂災害発生時の応急対策

土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

3 公共土木施設等

(1) 道路、橋梁

ア 緊急交通路の確保に引き続き、地域住民の生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。

イ 障害物の除去については、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。

(2) 河川

河川の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するものとする。

(3) 砂防設備・治山施設

地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の砂防ダム、治山ダム等設備の被災状況を点検し、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。また、地震に起因する山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設

ア 発生後の降雨等による土砂災害の発生防止、軽減を図るため、県に協力して土砂災害危険箇所の点検を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な避難対策を行うものとする。

イ 土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について、現地調査を行うものとする。

(5) 避難行動要支援者関連施設の土砂災害対策

避難行動要支援者関連施設に土砂災害発生のおそれがあるとき又はそのおそれがあると県から通知があったときは、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て避難誘導対策を講じるとともに、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて速やかに応急対策を実施する。

4 上水道の応急対策

(1) 施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努めるものとする。

(2) 施設の復旧作業は、本管及び医療施設及び緊急を要する施設の配水管などの重要施設から優先的に実施する。

(3) 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。

(4) 町のみでの対応が困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」はもとより、日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定（H15.7.1 締結）を活用する。

5 ライフライン関係機関への連絡

町は、電気・ガス・電話等のライフライン関係機関との連絡体制を整備し、相互の連絡窓口、連絡方法等について確認しておくことにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある非常事態時には、迅速な応急復旧体制を整備するものとする。

第10節 障害物の除去

【主担当：環境水道班】

第1項 活動方針

- 救出、救助活動の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないように、障害物を除去する。

第2項 対策

1 実施機関

- (1) 山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (3) 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた町長が行う。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- (1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施するものとする。
- (3) 実施者は、除去すべき廃棄物等は、できる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

4 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積又は保管するものとする。

- (1) 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他集積に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 障害物除去に関する応援及び協力
町は、障害物の除去について県に応援、協力の要請をすることができる。

5 救助法が適用された場合

救助法適用時における障害物除去の実施基準は次によるものとする。

(1) 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

- ア 自らの資力で障害物の除去ができないもの
- イ 住家は、半壊又は床上浸水したもの
- ウ 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの

(2) 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味

ではなく、住み得る状態にするということである。

(3) 費用及び期間

災害救助法による救助の程度と期間のとおり。

☞ 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧 (資料編 57～60 ページ参照)

第 11 節 緊急の輸送手段の確保

【主担当：建設班】

第 1 項 活動方針

- 大規模災害が発生した場合、町内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第 2 項 対策

1 輸送の対象

(1) 第 1 段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

(2) 第 2 段階

- ア 上記 1 の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資

(3) 第 3 段階

- ア 上記 2 の続行
- イ 災害復旧に要する人員及び物資
- ウ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

災害輸送は、その応急対策を町で処理できないときは、南勢志摩地方部に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。

さらに、必要に応じ、災害応援に関する協定に基づいて応援を求めるものとする。

(1) 車両等の確保はおおむね次の順序による。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 自動車運送事業用車両等
- エ その他の自家用車両等

(2) 町災害対策本部における輸送力の確保

- ア 陸上輸送
 - (ア) 町有車両の活用

緊急輸送活動は、町有車両の適正配置に努め、効率的な活用を図る。

(イ) 配車の要請

- a 町長の指示により、各班の協力を得て、総務班が輸送計画を樹立し、要請者に通報するなど活動の停滞のないように努める。
- b 車両等の把握、配車については総務班が担当し、確保に努める。
- c 輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をし、すべて指定された場所に待機する。
- d 車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を総務班に報告する。
- e 配車に当たる町職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。

(ウ) 町有以外の車両の確保

- a 各班は町有以外の車両を確保する必要がある場合は民間車両に確保要請する。
- b 災害対策本部長は、町内の民間車両の協力を得て確保するものとするが、確保が困難な場合又は輸送上他の市町で車両等を確保することが効率的な場合は、隣接の市町又は南勢志摩地方部に協力を要請するものとする。

イ 空中輸送

町災害対策本部は、陸上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、地方部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするものとする。

ウ 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送を図るものとする。輸送のための労力の確保は、「第3部 第1章 第3節災害対策要員の確保」の定めるところによるものとする。

エ 従事命令による輸送力の確保

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行して確保するものとする。

従事命令の方法は、次の者に対して「第3部 第1章 第3節災害対策要員の確保」の定めるところによるものとする。

(ア) 自動車運送事業者及びその従事者

(3) 燃料の確保

町災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めるものとする。

(4) 道路情報の収集・伝達

町災害対策本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できる体制を敷くものとする。

(5) 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、町域内における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付）とし輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度内）で所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手借上げのときは賃金）程度の費用とする。

3 救助法が適用された場合

救助法に基づく応急救助の実施に必要な輸送

(1) 範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の搜索
- カ 死体の処理（埋葬を除く。）

- キ 救済用物資の整理配分
- (2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

 **救助法による救助の程度、方法、期間等一覧**（資料編 57～60 ページ参照）
- (3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第12節 農作物等の被害軽減対策

【主担当：農林班】

第1項 活動方針

- 風水害等による農業用施設、林道施設、農産物、畜産、林産物等に対する被害の軽減及び拡大を防止する。

第2項 対策

1 農業用施設応急対策

施設の管理者である受益者代表及び区長等は、かんがい用排水路、ため池、農道等が損傷し、危険を生じたときは、町災害対策本部に連絡し、その関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響のある付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止に努めるものとする。

2 農作物に対する応急措置

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、町は、伊勢農林水産商工環境事務所及び農協等が協力して対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ県科学技術振興センター農業研究部等の指導及び援助を求め万全を期するものとする。

(2) 採種ほ産種子の確保のあっせん

町は、県及び農協機関等と連絡を密にし、採種ほ産種子の確保を図るとともに、必要がある場合は、県に対して災害応急用種子のあっせんを依頼し確保を図る。

(3) 病害虫の防除

ア 植物防疫についての計画樹立及び実施は、町長が行う。

イ 病害虫防除所等、町及び農業協同組合は、連絡を密にして防除組織の強化を図る。

ウ 防除器具は、町において整備する。

また、農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と常に連携を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。

3 畜産に対する応急措置

災害時における家畜伝染病の予防とまん延の防止並びに家畜損耗の未然防止については、本計画による。

(1) 家畜伝染病防疫対策

被災地における家畜伝染病予防業務は、県の防疫計画に基づき、家畜保健衛生所長が、管内家畜防疫員を指揮して実施する。

なお、必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設け、家畜の防疫に万全を期する。

(2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農業共済組合連合会を主体に獣医師会の協力により治療の万全を期するように農林班が連絡調整を行う。

(3) 畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施する。

(4) 消毒薬等の確保

救助法が適用された地域における伝染病発生に伴う必要消毒薬品については、県により確保されるが、一般疾病の治療に必要な医薬品については、畜産家の要請に応じて町が県の協力を得て確保する。

4 林産物応急対策

災害時における林産物の被害の軽減、山林種苗の供給及び病虫害の防除については本対策による。

(1) 山林種苗の供給

ア 浸水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜き取り及び焼却等に努める。

イ 罹災造林地においては、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに、枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。

(2) 病虫害の防除

被災木は病害木の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

(3) 風倒木の除去

町は、風倒木による二次災害を防止するため、森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等の措置を講じるものとする。

5 林道施設応急対策

町は、災害の発生により林道施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために応急対策を講じるものとする。特に居住地に接続する林道及び上水道施設に至る林道については、災害時の生活道路としての機能が要求されるため、この応急対策を優先して実施するものとする。

6 農協等との連絡体制

災害対策本部農林班は、被害の状況等について農協等と連携して把握に努めるとともに、応急措置の状況や県の指示等については、電話連絡若しくは会議の開催等の方法で連絡調整するものとする。

第13節 給水活動

【主担当：環境水道班】

第1項 活動方針

- 被災者支援班(環境水道班)は応急給水活動の総合調整を行い、町と県（企業庁）が給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 町、日本水道協会等が連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 対策

1 実施責任

飲料水の供給については、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県若しくは日本水道協会等にこれの実施又は要員、給水資機材供出の応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

2 実施体制

災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、応急給水活動を実施するものとする。

また、町は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後3日までは、配水池及び浄水場の備蓄水量により1日1人約3リットルの飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。

この場合、町において、その総力をあげても困難なときは、県、市町及び水道事業団体で構成される「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力して行うものとする。

3 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(2) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により所有機関に給水車、散水車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

4 給水の方法

飲料水はおおむね次の方法によって供給するものとする。

(1) 給水方法は指定避難所、医療施設、学校、町役場などの拠点給水とし、給水する飲料水は原則として水道水とする。

(2) 飲料水が汚染したと認められるときは、適正な処理を行ったうえで、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

(3) 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等（給水タンク、ポリタンク）により運搬供給する。

5 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、次の事項を明示し、県を通じ自衛隊、日本水道協会等防災関係機関に、あるいは他市町村等に対して応急給水及び施設の復旧のための応援要請を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

6 応急給水活動の調整

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整に当たる。

7 救助法が適用された場合

(1) 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(注) この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、被災者であっても自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

- (2) 供給期間
災害発生の日から7日以内とする。

- (3) 費用
飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

第14節 救援物資等の供給

【主担当：住民福祉班】

第1項 活動方針

- 住民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という。）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- これに先立ち、町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
- 県は、物資等の供給又は緊急調達が困難な市町からの要請に基づき、物資等の提供又は調達の代行を行う（プル型支援）。これに先立ち、町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
- 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第2項 対策

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

2 食料の調達・供給活動

(1) 食料供給計画

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

ア 避難者発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食

イ 避難者発生 12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食

ウ 避難者発生 24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食

エ 避難者発生 72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

ア 食料の調達方法

(ア) 町内備蓄物資の放出

(イ) 町内の販売業者等からの購入

食料品を取り扱う町内の小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておくものとする。

(ウ) 「三重県市町災害時応援協定」に基づく県及び県内市町への応援要請

(エ) 東海農政局津地域センターに対する米穀及び乾パン等の供給要請

町長は、県災害対策本部総括班（救援物資対策担当）又は地方部（総括班救援物資対策担当）を通じて要請する。

イ 食料供給の実施方法

(ア) 対象者

a 被災者（観光客、帰宅困難者を含む）

b 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

c 避難行動要支援者への配慮

(a) 食料の供給に当たっては、避難行動要支援者を優先して配分する。

(b) 乳幼児へのミルクや離乳食、高齢者への柔らかく温かい食べ物など、避難行動要支援者に配慮した食料の配給に努める。

(c) 粉ミルクについては、関係業者と常に連絡を保ち、要求があれば直ちに供給に応じられるよう方策を講じる。

ウ 炊き出しの方法

自主防災組織、ボランティア等の協力を求める。

エ 炊き出しの場所

給食センター等の既存の諸施設を利用して行うものとするが、必要により野外に施設を開設する。

オ 避難者に対する供給

避難者に対する食料供給は、町が避難所の施設等を利用して調理し、又は調理不要な食品を確保し、配給する。

(3) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(4) 応急給食の実施

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第14節 救援物資等の供給」に記載するところによる。

町が設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等に当たっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(5) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

3 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 生活必需品等供給計画

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

ア 避難者発生～24 時間以内:医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等。

イ 避難者発生 24 時間後～：日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイ

レットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等)、衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)、炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)、食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)、光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L Pガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)、その他(ビニールシート等)など。

(2) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

ア 対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需物資を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(3) 燃料の確保

町は、炊き出しに必要なL Pガス及びその器具の調達が困難な場合は、県(健康福祉部)に対し要請を行い、県は、一般社団法人三重県エルピーガス協会に対し調達協力を依頼する。

(4) 避難所に対する供給

避難者に対する生活必需品等供給は、町が避難所の施設等を利用して配給する。

(5) 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

(6) 生活必需品等の配分

ア 町で設置する物資拠点で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

イ 救援物資等の配分に当たっては、各配付段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

(7) 避難行動要支援者に対する配慮

町は、町社会福祉協議会を通じ、社会福祉施設等に対し、避難行動要支援者に配慮した物資の備蓄を促進するよう要請を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

4 物資等の供給

町は調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

5 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、要請を受けた市町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送を行う。

6 物価の安定及び物資の安定供給

(1) 町は、備蓄物資の安定的供給とともに、生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、事業者及び県、近隣市町等との協議により不足量を確保し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(2) 町は、災害広報活動等により、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに心理的パニックの防止に努める。

第15節 防疫・保健衛生活動

【主担当：住民福祉班】

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 対策

1 実施体制

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は町長が行う。

(2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3) 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

(4) 保健活動

ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要援護者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

イ 栄養・食生活支援

(ア) 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

a 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。

b 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

c 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

(イ) 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(5) ペット対策

町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

第16節 廃棄物対策活動

【主担当：環境水道班】

第1項 活動方針

- 大規模風水害発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 対策

1 実施責任者

町は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷き、実施するものとする。特に甚大な被害を受けた場合で、町の収集運搬に支障を生ずる場合は、県災害対策本部に連絡のうえ、近隣市町又

は他都道府県へ応援を要請することとする。

2 生活ごみ処理

(1) 処理体制

ア 町においては、可能な限り現有の人員器材によって行うことを原則とするが、必要に応じて器材等の借上げによって迅速な処分をするものとする。

イ 町は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

また、特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

ア 生活ごみ処理は、焼却のほか、必要に応じ埋立て等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

イ 施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮するものとする。

ウ 倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

エ 特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合は、三重県災害等廃棄物処理応援協定により、その程度において近隣市町あるいは県に応援を要請する。

3 災害廃棄物処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合には、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から極力分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

4 し尿処理

(1) 処理体制

ア 町は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。し尿の発生量は、1人1日当たり1.7ℓを目安とする。

イ 仮設トイレ、避難所の汲取便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮するものとする。

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用するものとする。

5 死亡獣畜の処理

(1) 処理方法

死亡獣畜（牛・馬・豚等が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のように行うものとする。

ア 埋却

死亡獣畜から地表面まで1 m以上の余地を残す深さとし、死亡獣畜等の上には厚く生石灰その他の消毒薬を散布した後、土で覆うこと。

イ 焼却

0.8mの穴を掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、その上に更に薪を置き、重油（A）をかけ、むしろ被覆して焼き、土砂をもって覆うこと。

(2) 特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行うものとする。

第17節 遺体の取り扱い

【主担当：住民福祉班、総務班】

第1項 活動方針

- 風水害等の災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
- 町は県と連携して、検視場所・遺体安置所の調整を行う。
- 町は、関係機関と連携し、遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 対策

1 実施責任

- (1) 死体の搜索、処理及び埋葬は、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。
- (2) 死体の検視は、警察が行うものとする。
- (3) 町は、遺体の身元確認、安置及び引渡しに関し、警察との協議のうえ、遺体の取扱場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 遺体の搜索

(1) 実施者及び方法

遺体の搜索は、町災害対策本部において消防団の労力等により救出に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施するものとする。

ただし、町災害対策本部において実施できないときは、他機関から応援を得て実施するものとする。

(2) 応援の要請

町災害対策本部において実施できないときは、南勢志摩地方部（保健福祉部）に死体搜索の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあっては、隣接市町災害対策本部又は死体漂着が予想される市町災害対策本部に直接搜索応援の要請をするものとする。応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 死体が埋没し、又は漂着していると思われる場所

イ 死体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等

ウ 応援を求めたい人数又は舟艇器具等

エ その他必要な事項

3 検視場所・遺体安置所の開設

伊勢警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。
(検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、伊勢警察署と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。)

4 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、町災害対策本部は速やかに伊勢警察署等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

遺体の処理は、町災害対策本部において医療班又は医師が日本赤十字社三重県支部の協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、町災害対策本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災害対策本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

5 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、町災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災害対策本部において、直接火葬若しくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、町災害対策本部でできないときは、「第2項2(2) 応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

(2) 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

6 救助法が適用された場合

(1) 遺体の搜索

ア 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者。

イ 費用

遺体搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地区における通常の実費とする。なお、輸送費及び人夫費は、遺体搜索費から分離し、「人夫費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

ウ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 遺体の処理、収容

ア 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く。）ができない場合に行う。

イ 処理の内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

検案は原則として医療救護班によって行うこと。

ウ 方法

遺体の処置は、救助の実施機関内において現物給付で行うものであること。

エ 費用の限度

(ア) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

(イ) 検案が医療救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(ウ) 遺体処理のため必要な輸送費及び人夫費は、当該地域における通常の実費とする。(輸送費及び人夫費の項で処理する。)

(エ) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(3) 遺体の埋火葬

ア 遺体の埋火葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合

イ 方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施機関は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事又は町長（補助又は委任による。）が行うことを原則とする。

ウ 費用

(ア) 範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物をもって実際に埋火葬を実施する者に支給すること。

a 棺（付属品を含む。）

b 埋葬又は火葬（人夫費を含む。）

c 骨つぼ及び骨箱

(イ) 費用及び期間

救助法による救助の程度、方法、期間一覧表のとおり。

 **救助法による救助の程度、方法、期間等一覧**（資料編 57～60 ページ参照）

第 18 節 文教等対策

【主担当：教育班】

第 1 項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第 2 項 対策

1 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- (1) 小中学校施設の危険度判定を行う。
- (2) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- (3) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置する。
- (4) 応急教育実施に当たっては、児童生徒及び保護者等に対し、メール、ホームページ等で避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

- (5) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県災害対策本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

3 被災児童生徒の保健管理

小中学校では、教職員が分担し児童生徒の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置に当たる。

町災害対策本部は、被災学校の教職員に対し、児童生徒の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

4 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、小中学校及び町営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

5 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、町長(救助法が適用された場合は知事の委任による町長)が行う。

(3) 救助法が適用になった場合

ア 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）

イ 学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 費用及び期間

救助法による救助の程度、方法、期間一覧のとおり。

 **救助法による救助の程度、方法、期間等一覧** （資料編 57～60 ページ参照）

6 給食の措置

学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努める。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意する。また、学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備は避難者の炊き出し用にも供されるため、その調整に留意するものとする。

7 文化財・歴史的公文書等の保護

(1) 被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の定めるところにより、地方公共団体にあっては町教育委員会等は、その所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに県教育委員会被災者支援部隊（教育対策班）に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊（教育対策班）に連絡のうえ、県との協議を行う。

(2) 応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、町教育委員会等は、県教育委員会被災者支援部隊の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

8 救助法が適用された場合

(1) 学用品の調達及び確保

ア 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)

イ 学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- (ア) 教科書
- (イ) 文房具
- (ウ) 通学用品

ウ 費用及び期間

救助法による救助の程度、方法、期間一覧のとおり。

 **救助法による救助の程度、方法、期間等一覧**（資料編 57～60 ページ参照）

第 19 節 住宅の保全・確保

【主担当：総務班、建設班】

第 1 項 活動方針

- 県と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、避難行動要支援者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 被災宅地危険度判定等を速やかに実施するとともに、被災状況に応じた住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 対策

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災害対策本部に報告する。

2 被災建築物応急危険度判定等の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果に応じた、“自宅避難”“避難継続”“応急修理”等の対策を所有者や使用者等に促すとともに、倒壊等による危険が認められる場合は関係者への注意喚起を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保とあっせん

町営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、避難行動要支援者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

イ 町は、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

ウ 町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

エ 応急仮設住宅の建設に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、

入居に当たっては、避難行動要支援者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。
 オ ペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

第20節 災害救助法の適用

【主担当：住民福祉班】

第1項 活動方針

- 災害発生後、速やかな情報収集等により、災害救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。
- 災害救助法適用の必要が認められた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 対策

1 災害救助法の適用手続き

町長は、災害が「参考 市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて災害救助法の適用を要請する。

また、町長は、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができない時は自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議する。

2 救助の実施

町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

3 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- (1) 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する。
- (2) 国庫負担：(1)の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される。
- (3) 市町負担：災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は町が負担する。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分	80/100
標準税収入見込額の4/100を超える部分	90/100

第21節 災害義援金等の受入・配分

【主担当：総務班、住民福祉班】

第1項 活動方針

- 災害義援金の募集、保管及び配分を円滑に行う。

第2項 対策

1 実施機関の設置

災害義援金の募集及び受入・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、市町（配

分委員会のみ)、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送、度会町、その他各種団体

2 災害義援金の募集

町内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集に当たっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

災害義援品については、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災害対策本部に報告する。

3 災害義援金の保管

義援金については、町災害対策本部において一括とりまとめ出納室に保管し、義援品については、各関係機関において保管するものとする。

4 災害義援金の配分

配分の単位を町として、被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう、関係機関を通じ配分する。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

※ 災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。

なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

第 22 節 航空機等突発的災害への対策

【主担当：総務班、住民福祉班】

第 1 項 活動方針

- 航空機の墜落炎上やガス爆発、トンネル崩落等による道路災害、大量の油流出など、突発的な事故災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動に必要な対策について定める。

第 2 項 対策

1 活動体制

町は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、町長が必要と認めた場合には町災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くものとする。

なお、詳細については、「第 3 部 第 3 章 第 1 節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」によるものとするが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとする。

また、町災害対策本部を設置した場合には、県へ報告する。

2 応急対策活動

町は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 消防救急活動及び救助活動
- (3) 医療・救護活動
- (4) 被災者及び地域住民の避難対策活動
- (5) 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第 23 節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策

【主担当：総務班、住民福祉班】

第 1 項 活動方針

- 気象庁（津地方気象台）と連携して速やかに情報を収集し、該当する住民等に対して、適切かつ速やかに情報を伝達する。
- 収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講じる。
- 町民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。

第 2 項 対策

1 局地的大雨対策

(1) 県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

(2) 住民への注意喚起

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人一人の安全確保行動が重要となるため、浸水時における通行規制による安全確保対策を講じる。

2 竜巻等突風対策

(1) 住民への注意喚起

気象庁が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達するとともに、住民等へ周知するよう努める。

(2) 避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

(3) 災害がれき処理

町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

(4) 道路の応急復旧

竜巻は、突発的に発生することから、その発生を予測することが難しい一方で、風速 70m/s 以上にも達することがある猛烈な風により、進路にあるものを巻き上げながら移動することから、建築物の破壊や飛来物の衝突などの甚大な被害を生じるおそれがある。

このため、竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

3 雪害対策

(1) 住民への注意喚起

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達し、注意を促すとともに、住民等へ周知するよう努める。

(2) 道路除雪

主要な幹線道路について、優先的な除排雪の実施に努める。

(3) 適切な道路管理と交通対策

道路管理者、県警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。
車両滞留が発生した場合には、基本法第 76 条の 6 の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

第4部 災害復旧計画

第1章 復旧にかかる支援措置

第1節 災害復旧事業にかかる財政支援

第1項 活動方針

- 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通じる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任し、これに要する費用はそれぞれの実施機関が負担する。
- 町の財政に混乱を生じさせるおそれがあるときは、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

第2項 対策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

(注) 法令に特別の定めがある場合

- ア 救助法 第18条
- イ 水防法 第44条
- ウ 基本法 第94条、第95条
- エ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 第62条

(2) 応援に要した費用

町が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて町長が実施した費用

知事の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適当なもので、基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適当と認められるもののうち、町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部の指示に基づいて町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、町の負担が不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。

補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

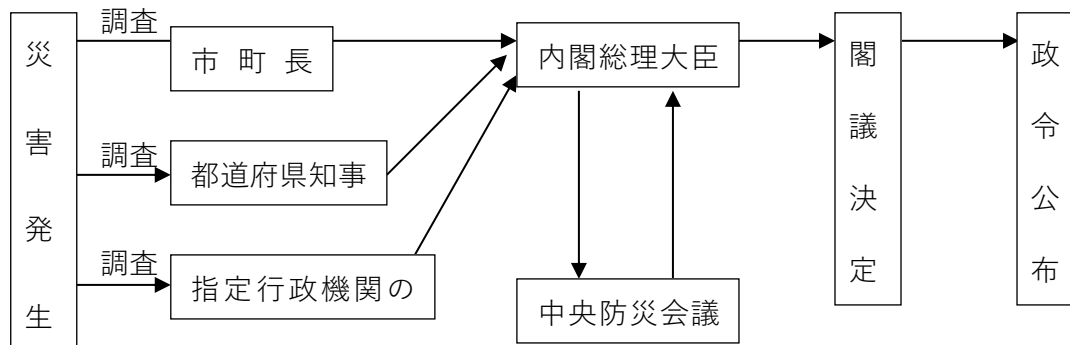
(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置

基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、県及び市町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。



(5) 激甚災害に係る財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業

a 公共施設の区域内の排除事業

b 公共的施設区域外の排除事業

(セ) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長
- (ウ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還の免除(都道府県の措置)

- (エ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の特別の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
 - (エ) 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (オ) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - (カ) 水防資材費の補助の特例
 - (キ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - (ク) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (ケ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 災害対策基金

町は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため救助法第 22 条の災害救助基金についての規定、地方財政法第 4 条の 3 及び第 7 条の積み立てについての規定並びに地方自治法第 241 条の積み立てについての規定により災害対策基金を積み立てなければならない。

4 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)(2)の場合において、基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第 5 条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第 2 節 中小企業振興対策

第 1 項 活動方針

- 町内の商工業者が、災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、主として県が行う融資に関する援助指導に町商工会とともに協力し、ひいては、町経済活動の回復を図るものとする。

第 2 項 対策

- 1 災害時に被災中小企業者のため、各種融資相談に応じる。また、必要に応じて現地に融資相談所を設ける。
- 2 災害復旧資金については、県の融資制度の活用を図るとともに、政府系中小企業金融機関（国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫）への積極的な融資紹介等を行う。

第3節 農林業経営安定対策

第1項 活動方針

- 被災農林業者等の自立を支援する。

第2項 対策

1 日本政策金融公庫等融資制度

被災により経営に支障を生じている農業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち災害復旧に利用可能なものを紹介するものとする。

(1) 農業関係

- ア 農業基盤整備資金
- イ 農業経営基盤強化資金
- ウ 農林漁業セーフティネット資金
- エ 農林漁業施設資金

(2) 林業関係

- ア 林業基盤整備資金
- イ 農林漁業施設資金
- ウ 農林漁業セーフティネット資金
- エ 林業構造事業推進資金

2 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国、県及び町が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものである。

本法の適用は、天災の被害程度に応じ政令で定める。

第4節 被災者の生活確保

第1項 活動方針

- 災害時の混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の回復を図る。
- 被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

第2項 対策

1 罹災証明書の交付

罹災証明書は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や町税の減免、その他の被災者支援策を実施するに当たって、必要とされる住家及び非住家（以下「住家等」という）の被害程度について、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

(1) 罹災証明の対象 農業関係

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた住家等について、損壊等に関する以下の証明を行うものとする。

- ア 全壊
- イ 大規模半壊
- ウ 中規模半壊
- エ 半壊
- オ 準半壊
- カ 準半壊に至らない（一部損壊）

キ 床上浸水

ク 床下浸水

(2) 罹災証明を行う者

罹災証明は、町長が行うものとする。

(3) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる住家等の所有者又は使用者の申請に基づき、被災者台帳と照合し罹災証明書を遅滞なく発行するものとする。

(4) 被害住家等の判定基準（上記(1)アに係るもの）

罹災証明書を発行するに当たっての被害住家等の判定は、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づき 1 棟全体で行うものとする。

判定に当たっては「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 3 年 5 月内閣府（防災担当））に沿って被害認定調査を行うものとする。

被害認定調査は、原則として外観目視調査とするが、調査量が少ない場合等は、申請者の立会いのもと、内部立ち入り調査とすることも検討する。

なお、被災者が調査結果に不服がある場合、申出に基づき、再調査を行うものとする。

(5) 罹災届出証明書

住家等以外のもの（住家等の付帯物及び家財等）が罹災した場合において、町長が必要と認めたときは、被害の事実ではなく届出があったことを証明する罹災届出証明書を発行できるものとする。

2 災害弔慰金、災害援護資金

災害により死亡し、障害の状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、町は「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年度会町条例第 35 号）」の規定に基づき次の施策を実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者 1 人当たり

ア その者が主として生計を維持していた場合	500 万円
イ その他の場合	250 万円

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 災害により障害の状態となった者が主として生計を維持していた場合	250 万円
イ その他の場合	125 万円

(3) 災害援護資金の貸付

住居、家財の被害の程度に応じて、150 万円～350 万円の貸付を行う。

3 生業資金等の貸付

(1) 救助法による生業資金の貸付

罹災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は本計画によるものとする。

住家が全壊（焼）又は流出し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者に対して行う。

- ア 小資本で生業を営んでいた者であること。
- イ 蓄積資金を有しないこと。
- ウ 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。
- エ 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

(2) 生活福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

次のいずれかの要件に該当する世帯とする。

(ア) 資金の貸付に併せて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯。

(イ) 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の属する世帯。

(ウ) 日常生活上療護又は介護を要する 65 歳以上の高齢者の属する世帯。

イ 借入の手続き

貸付を受けようとするものは、借入申込書（町社会福祉協議会に備えつけられている）をその居住地を担当区域とする民生委員を通じ町社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会長に提出するものとする。

ウ 貸付金の種類

(ア) 総合支援資金

- ・生活支援資金
- ・住宅入居費
- ・一時生活再建費

(イ) 福祉資金

- ・療養費
- ・介護等費
- ・福祉費
- ・福祉費（住宅）
- ・福祉用具購入費
- ・障がい者自動車購入費
- ・災害援護資金
- ・生業費
- ・技能習得費
- ・緊急小口資金

(ウ) 教育支援資金

- ・教育支援費
- ・就学支度費

(エ) 不動産担保型生活資金

- ・不動産担保型生活資金
- ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

※ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として災害援護資金の貸付対象にならない。

(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

配偶者のない女子または男子であって、現に児童（20 歳未満）を扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。

ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び 40 歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

イ 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（役場に備付）に関係書類を添付して、役場を経由して県に申請する。

ウ 貸付金の種類

(ア) 事業開始資金

(イ) 事業継続資金

(ウ) 住宅資金

(エ) 技能習得資金

(オ) 生活資金

(カ) 就職支度資金

- (キ) 修学資金
- (ク) 転宅資金
- (ケ) 就学支度資金
- (コ) 修業資金
- (サ) 医療介護資金
- (シ) 結婚資金

4 被災者に対する職業あっせん等

- (1) 通勤地域における適職求人の開拓
 - ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
 - イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。
- (2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設
 - ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
 - イ 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。
- (3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

5 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被害者の生活の安定を図る。

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害に因る被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被害者の生活の安定を図る。

(2) 県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、県は被災納税者に対する県税の減免を行うものとする。なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長するものとする。

(3) 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、条例の定めるところに従って必要な措置をするものとする。

- ア 度会町分担金徴収条例（昭和 56 年度会町条例第 16 号）
- イ 度会町水道事業給水条例（平成 10 年度会町条例第 17 号）
- ウ 度会町税条例（昭和 37 年度会町条例第 1 号）
- エ 度会町国民健康保険税条例（昭和 34 年度会町条例第 8 号）

6 公営住宅の建設及び住宅金融公庫資金のあっせん

(1) 町営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、町及び県は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(2) 住宅金融公庫資金のあっせん

町及び県は、被災地の滅失家屋を調査し、住宅金融公庫法に規定する災害復旧住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復旧資金の借入の促進を図る。

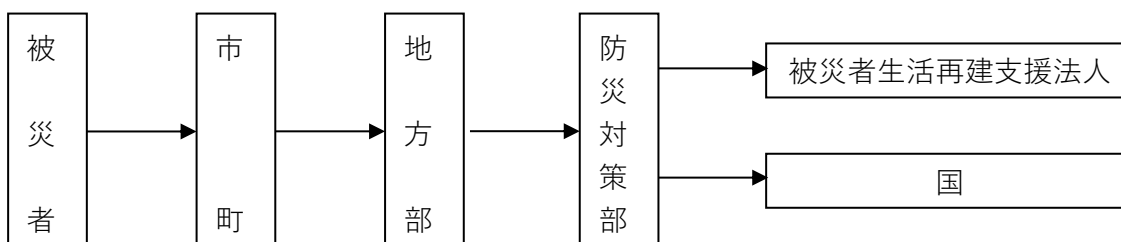
7 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災関係機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資材の調達、輸送等に努めるものとする。

第5節 被災者の生活再建に向けた支援

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 県と町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。



第2項 対策

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にあって、(1)(2)に規定する区域内の他の市町の区域にかかる自然災害
- (5) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にあって、上記(1)から(3)までに規定する区域に隣接するものに限る当該自然災害
- (6) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯）の区域にあって、(3)(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町の区域にかかる自然災害

2 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。また、e 中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借(公営住宅以外)	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借(公営住宅以外)	50	50	100

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
中規模半壊した世帯	建設・購入	－	100	100
	補修	－	50	50
	賃借(公営住宅以外)	－	25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借(公営住宅以外)	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借(公営住宅以外)	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	－	75	75
	補修	－	37.5	37.5
	賃借(公営住宅以外)	－	18.75	18.75

(1) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧に向けた対策であるとともに復旧・復興対策としても重要であり、災害のない状況では想定しがたい条件下における住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援するような情報提供を、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、ほとんどの被災者にとっては未知の領域であるが、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、早期から積極的に促進する。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平常時より、行政内部での事前検討及び町民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配慮者に対しては、県及び市町は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

ウ 住宅金融支援機構との連携

町及び県は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時には家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(2) 租税の徴収猶予及び減免等

ア 県税の減免及び期限延長

(ア) 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

(イ) 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、条例の定めるところに従って必要な措置を行う。